

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成20年10月1日
(第80期) 至 平成21年3月31日

株式会社商工組合中央金庫

(E21951)

第80期（自平成20年10月1日 至平成21年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社商工組合中央金庫

目 次

	頁
第80期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	8
3 【事業の内容】	10
4 【関係会社の状況】	11
5 【従業員の状況】	11
第2 【事業の状況】	12
1 【業績等の概要】	12
2 【生産、受注及び販売の状況】	34
3 【対処すべき課題】	34
4 【事業等のリスク】	34
5 【経営上の重要な契約等】	38
6 【研究開発活動】	39
7 【財政状態及び経営成績の分析】	39
第3 【設備の状況】	40
1 【設備投資等の概要】	40
2 【主要な設備の状況】	40
3 【設備の新設、除却等の計画】	41
第4 【提出会社の状況】	42
1 【株式等の状況】	42
2 【自己株式の取得等の状況】	46
3 【配当政策】	47
4 【株価の推移】	47
5 【役員の状況】	48
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	50
第5 【経理の状況】	59
1 【連結財務諸表等】	60
2 【財務諸表等】	92
第6 【提出会社の株式事務の概要】	126
第7 【提出会社の参考情報】	128
1 【提出会社の親会社等の情報】	128
2 【その他の参考情報】	128
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	129

監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年6月24日

【事業年度】 第80期(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

【会社名】 株式会社商工組合中央金庫

【英訳名】 The Shoko Chukin Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 関 哲 夫

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲二丁目10番17号

【電話番号】 03 (3272) 6111 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部主計室長 瀧 村 秀 行

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 株式会社商工組合中央金庫 大阪支店
(大阪府大阪市西区阿波座一丁目7番13号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成20年度
		(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)
連結経常収益	百万円	122,294
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	△6,036
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	△3,719
連結純資産額	百万円	685,116
連結総資産額	百万円	10,913,262
1株当たり純資産額	円	128.89
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	△1.70
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—
自己資本比率	%	6.24
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	8.91
連結自己資本利益率	%	△1.08
連結株価収益率	倍	—
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	147,281
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△95,707
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	2,293
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	83,641
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4,220 [685]

(注) 1. 当金庫及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 連結自己資本比率は、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づく平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号に定められた算式に基づき算出しております。当金庫は、国際統一基準を採用しております。
6. 連結株価収益率については、当金庫は上場していないため記載しておりません。
7. 株式会社商工組合中央金庫法に基づき、平成20年10月1日、商工組合中央金庫(転換前の法人)は株式会社商工組合中央金庫に転換したことから、平成20年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月決算となっております。
8. 当有価証券報告書は、作成初年度であり、当連結会計年度より、連結財務諸表を作成しているため、平成20年度(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)以前については、記載しておりません。

(2) 当金庫の当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第80期
決算年月		平成21年 3月
経常収益	百万円	110,448
経常利益 (△は経常損失)	百万円	△6,290
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	△3,717
資本金	百万円	218,653
発行済株式総数	千株	2,186,531
純資産額	百万円	681,324
総資産額	百万円	10,881,977
預金残高	百万円	3,112,571
債券残高	百万円	6,405,711
貸出金残高	百万円	9,161,235
有価証券残高	百万円	1,560,935
1株当たり純資産額	円	128.84
1株当たり配当額	円	普通株式(政府以外分) 1.50 普通株式(政府分)0.50
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	△1.70
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—
自己資本比率	%	6.26
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	8.92
自己資本利益率	%	△1.08
株価収益率	倍	—
配当性向	%	—
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,907 [612]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1) 財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額については、普通株式(政府以外分)と普通株式(政府分)とに区別して、記載しております。これは、株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工

組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

5. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
6. 株価収益率については、当金庫は上場していないため記載しておりません。
7. 単体自己資本比率は、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づく平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号に定められた算式に基づき算出しております。当金庫は、国際統一基準を採用しております。
8. 配当性向については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
9. 株式会社商工組合中央金庫法に基づき、平成20年10月1日、商工組合中央金庫(転換前の法人)は株式会社商工組合中央金庫に転換したことから、第80期(平成21年3月期)は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月決算となっております。
10. 当有価証券報告書は、作成初年度であり、第79期(平成20年9月期)以前については、記載しておりません。なお、(参考)として、転換前の「主要な経営指標等の推移」を別途記載しています。

(参考) 転換前の「主要な経営指標等の推移」は以下のとおりです。

回次		第75期	第76期	第77期	第78期	第79期
決算年月		平成17年 3月	平成18年 3月	平成19年 3月	平成20年 3月	平成20年 9月
経常収益	百万円	189,454	186,195	192,240	209,411	105,411
経常利益 (△は経常損失)	百万円	15,348	28,508	28,240	17,252	△4,330
当期純利益	百万円	9,281	12,840	14,269	21,878	2,867
資本金	百万円	517,265	519,765	522,765	522,765	522,420
総出資口数	千口	5,172,650	5,197,650	5,227,650	5,227,650	5,224,202
純資産額	百万円	652,835	664,707	678,641	694,852	690,073
総資産額	百万円	11,584,874	11,495,477	10,996,819	10,722,950	10,538,108
預金残高	百万円	2,390,086	2,420,083	2,539,914	2,655,067	2,722,127
債券残高	百万円	7,811,258	7,832,643	7,228,966	6,821,949	6,620,506
貸出金残高	百万円	9,588,803	9,427,601	9,355,271	9,114,977	8,932,141
有価証券残高	百万円	1,610,338	1,770,737	1,532,084	1,463,473	1,473,510
出資1口当たり 純資産額	円	126.20	127.88	129.81	132.91	132.09
組合出資1口当たり 配当額	円	3.00	3.00	3.00	3.00	1.50
出資1口当たり 当期純利益金額	円	1.80	2.48	2.74	4.18	0.54
潜在出資調整後出資1 口当たり当期純利益金 額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	—	—	6.17	6.48	6.54
単体自己資本比率 (注7)	%	7.78	8.01	8.31	8.80	8.94
自己資本利益率	%	1.44	1.94	2.12	3.18	0.82
株価収益率	倍	—	—	—	—	—
配当性向	%	35.27	26.19	24.10	16.10	61.41
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,898 [576]	3,878 [580]	3,850 [586]	3,836 [588]	3,996 [599]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成19年3月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 出資1口当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成19年3月から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。

4. 「出資1口当たり純資産額」、「出資1口当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在出資調整後1口当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

5. 潜在出資調整後出資 1 口当たり当期純利益金額については、潜在出資が存在しないため記載しておりません。
6. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
7. 単体自己資本比率は、平成19年 3 月(平成18年度)から、商工組合中央金庫法第30条の 3 の規定に基づく平成19年財務省・経済産業省告示第 1 号に定められた算式に基づき算出しております。
なお、平成18年 3 月(平成17年度)以前は、商工組合中央金庫法第30条の 3 の規定に基づく平成 5 年大蔵省・通産省告示第 1 号に定められた算式に基づき算出しております。
8. 株価収益率については、当金庫は上場していないため記載しておりません。
9. 株式会社商工組合中央金庫法に基づき、平成20年10月 1 日、商工組合中央金庫(転換前の法人)は株式会社商工組合中央金庫に転換したことから、第79期(平成20年 9 月期)は、平成20年 4 月 1 日から平成20年 9 月30日までの 6 ヶ月決算となっております。なお、転換前の「主要な経営指標等の推移」は、商工組合中央金庫法に基づいて、作成されています。

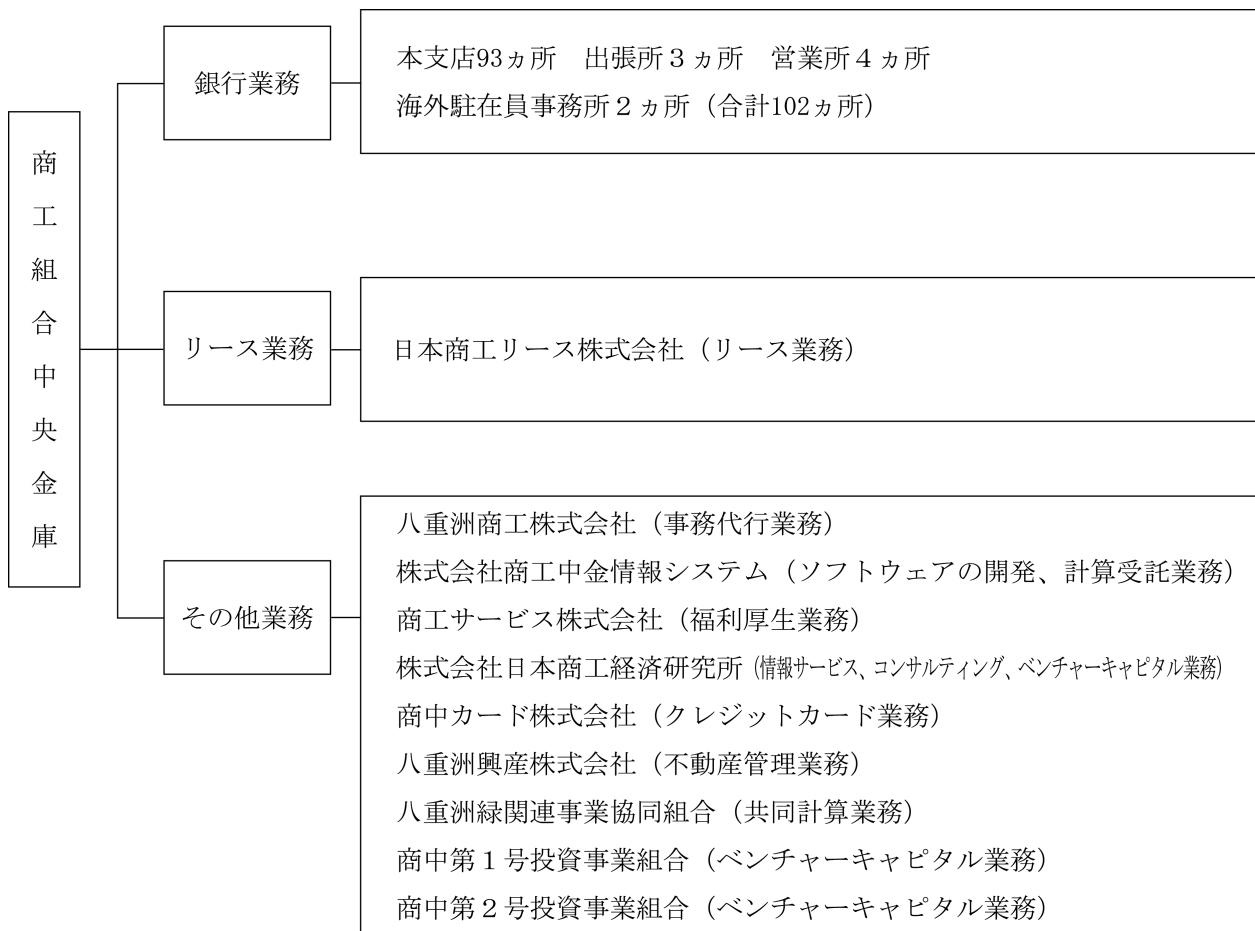
2 【沿革】

- 昭和11年 5月 商工組合中央金庫法公布(同年 6月施行)
- 昭和11年 11月 創立総会開催、初代理事長に結城豊太郎(日本興業銀行総裁)就任
- 昭和11年 12月 設立登記完了。業務開始、本所(東京市麴町区丸の内)および札幌ほか 6支所開設。
- 昭和12年 3月 第 1 回利付商工債券発行
- 昭和15年 7月 第 1 回割引商工債券発行
- 昭和19年 5月 本所を東京都京橋区京橋に移転
- 昭和27年 8月 全都道府県に店舗設置完了
- 昭和37年 12月 東京都中央区八重洲に新本店竣工
- 昭和47年 5月 財形貯蓄業務の取扱開始
- 昭和48年 5月 外貨貸付の取扱開始
- 昭和56年 10月 個人向け貯蓄「リッショーフイド」の取扱開始
- 昭和60年 4月 商工組合中央金庫法改正案衆参両院で可決成立
- 昭和60年 8月 ニューヨーク駐在員事務所を開設
- 昭和63年 2月 商工中金全国ユース会発足
- 平成 2年 11月 香港駐在員事務所を開設
- 平成 4年 6月 商工組合中央金庫法一部改正案可決成立
- 平成 7年 1月 阪神・淡路大震災対策本部設置
- 平成 8年 7月 マレーシア中金会発足
- 平成10年 2月 香港中金会発足
- 平成11年 7月 タイ中金会発足
- 平成14年 11月 「貸し渋り・貸し剥がし特別相談窓口」の開設
- 平成17年 3月 上海駐在員事務所を開設
- 平成17年 5月 流動資産一体担保型融資(アセット・ベースト・レンディング)第 1 号案件取組み
- 平成18年 2月 3年新型定期預金の取扱開始

- 平成18年 5月 行政改革推進法が成立し、平成20年10月のおおむね5年から7年後を目途として完全民営化されることが決定
- 平成19年 2月 個人年金保険の取扱開始(一部店舗)
- 平成19年 3月 新型定期預金の愛称を「マイハーベスト」とし、期間2年を追加
- 平成19年 4月 遺言信託・遺産整理業務の取扱開始(一部店舗)
- 平成19年 5月 平成20年10月の新体制移行後の商工中金の位置付けや業務範囲等を定める株式会社商工組合中央金庫法が成立
- 平成20年 5月 投資信託の取扱開始(一部店舗)
- 平成20年10月 株式会社に転換
- 平成20年10月 八重洲商工株式会社、株式会社商工中金情報システム、商工サービス株式会社、株式会社日本商工経済研究所、日本商工リース株式会社、商中カード株式会社を完全子会社とする
- 平成20年10月 危機対応業務における指定金融機関に法定
- (平成21年 3月末現在、本支店93ヵ所、出張所3ヵ所、営業所4ヵ所、海外駐在員事務所2ヵ所
合計102ヵ所)

3 【事業の内容】

当金庫グループは、当金庫、子会社10法人で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、コンサルティング業務などの金融サービスを提供しております。また、事業系統図は、以下のとおりです。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権 の所有 割合(%)	当金庫との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 八重洲商工株式会社	東京都 港区	90	事務代行業務	100.00	1	—	預金取引	当金庫より建物の一部を賃借	—
株式会社商工中金情報システム	東京都 東村山市	70	ソフトウェアの開発、計算受託業務	100.00 (100.00)	2	—	預金取引	当金庫より建物の一部を賃借	—
商工サービス株式会社	東京都 中央区	32	福利厚生業務	100.00 (37.50)	1	—	預金取引	当金庫より建物の一部を賃借	—
株式会社日本商工経済研究所	東京都 港区	80	情報サービス、コンサルティング、ベンチャーキャピタル業務	100.00 (76.92)	3	—	預金取引	当金庫より建物の一部を賃借	—
日本商工リース株式会社	東京都 台東区	1,000	リース業務	100.00	2	—	金銭貸借取引 預金取引	当金庫より建物の一部を賃借	—
商中カード株式会社	東京都 港区	70	クレジットカード業務	100.00	2	—	金銭貸借取引 預金取引	—	—
八重洲興産株式会社	東京都 港区	50	不動産管理業務	— [99.23]	1	—	金銭貸借取引 預金取引	当金庫より建物の一部を賃借 当金庫へ建物の一部を賃借	—

- (注) 1. 上記関係会社は、特定子会社に該当していません。
 2. 上記関係会社は、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出していません。
 3. 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成21年3月31日現在

	銀行業務	リース業務	その他業務	合計
従業員数(人)	3,907 [612]	46 [3]	267 [71]	4,220 [685]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員686人を含んでいません。
 2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当金庫の従業員数

平成21年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
3,907 [612]	40.8	18.4	3,964

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員612名を含んでいません。
 2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
 3. 平均年間給与は、平成20年10月から平成21年3月までの給与の合計であり、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 4. 当金庫の組合は、商工中金職員組合と称し、組合員数は3,326人です。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・経営方針

(経営の基本方針)

当金庫は平成20年10月、協同組織金融機関から特殊会社（特別の法律に基づく株式会社）に移行しました。

株式会社移行後においては、「中小企業組合と中小企業の皆さまの成長に貢献する」という、70余年にわたって追求してきた使命を引き継ぎ、「お客さまの成長こそが私たちの成長」であるとの新たな企業理念の下、中小企業の皆さまの持続的な企業価値向上に向けた取組み姿勢を堅持するとともに、顧客ニーズを起点としたお客さま本位のサービスを提供し、顧客満足を追求するという「お客さま第一主義」の経営スタンスをより一層徹底してまいります。

「中小企業の、中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、今まで以上にお役に立つことで、株主・投資家の皆さまから高く評価されますよう努めてまいります。

(中期的な経営戦略)

平成20年10月の株式会社化後も、当金庫が引続き期待される金融機能を十分に発揮し、使命を実現するための具体的なプログラムとして、平成20年10月から平成24年3月までを計画期間とする第一次中期経営計画をスタートさせています。

中期経営計画においては、「使命」である中小企業の皆さまの企業価値向上に向けて、「①長期的な取引スタンスに基づく安定的な資金供給とセーフティネット機能の発揮」、「②ライフステージに応じた多様なソリューション提供」、「③社会的課題解決に向けた総合支援」、「④企業間連携・ネットワーク化支援」に全力で取り組むこととしております。また、こうした使命実現を支える取組みとして、「資金調達基盤の拡充」、「健全な経営基盤の構築」、「内部態勢整備」に努め、中小企業の皆さまの企業価値向上とともに、当金庫自らの企業価値向上を図ってまいります。

・業績

[金融経済環境]

当連結会計年度のわが国経済をみますと、世界的な金融危機の拡大に伴い、景気は急激に悪化しました。輸出は海外経済が急速に悪化し、極めて大幅な減少となりました。設備投資も企業収益の悪化に資金調達難や先行き不透明感が加わり、大幅な減少となりました。雇用環境の急速な悪化や株価の下落などの悪影響を受け、個人消費も減少しました。これらを受け、鉱工業生産は未曾有の大幅な減少となりました。

中小企業についてみますと、景況は業種・地域の区別なくかつてない厳しさとなりました。当金庫の「中小企業月次景況観測」の景況判断指数は過去最低値を大きく更新し、在庫・雇用・設備の過剰感も急速に高まりました。こうした状況から、中小企業の資金繰りは極めて厳しいものとなり、倒産件数は大幅に増加しました。

金融面につきましては、長期金利（新発10年国債利回り）は景気後退の深刻化に連れて低下し、年度末にかけ1.3%前後で推移しました。短期金融市場では、日本銀行が10月から12月にかけ7年ぶりに利下げを行い、政策金利を0.5%から0.1%へ引き下げ、無担保コール翌日物金利は0.1%近傍へ低下しました。一方、TIBORは信用リスクの拡大等から政策金利との金利差が拡大した状況が続きました。

日経平均株価は、金融危機の深刻化、実体経済の悪化から、3月初旬には終値でバブル後最安値を更新しました。円／ドル相場は、3月にかけて1ドル=90円台後半とやや円安に戻りましたが、一時1ドル=80円台まで円高が進行しました。

[事業の経過及び成果]

当連結会計年度における業績は、以下のとおりとなりました。

貸出金は、セーフティネット機能を発揮し、お取引先の資金調達ニーズに対応した結果、期末残高は9兆1,313億円となりました。

有価証券は、投資環境や市場動向を注視しつつ、国内債券中心に運用を行った結果、期末残高は1兆5,577億円となりました。

債券は、割引債や5年募集債の残高が減少した結果、期末残高は6兆4,055億円となりました。

預金は、定期預金残高が増加したことなどから、期末残高は3兆1,089億円となりました。

損益面につきましては、経常収益は、有価証券売却益等の計上により、その他業務収益及びその他経常収益が増加したことなどにより、1,222億円となりました。一方、経常費用は、景気悪化に伴い貸倒引当金繰入額などその他経常費用が増加した結果、1,283億円となりました。

以上により、経常損失は60億円、当期純損失は37億円となりました。

・キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、836億41百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動における資金は、債券の減少などを主因に1,472億81百万円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動における資金は、有価証券の取得による支出などを主因に△957億7百万円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動における資金は、劣後特約付借入れによる収入などを主因に22億93百万円となりました。

(注)当有価証券報告書は、作成初年度であり、前年同期比は記載しておりません。

(1) 国内・海外別収支

当連結会計年度におきまして、国内は、資金運用収支が582億28百万円、役務取引等収支が50億47百万円、特定取引収支が24億23百万円、その他業務収支が59億73百万円となりました。

海外は、資金運用収支が1億79百万円、役務取引等収支が△7百万円、その他業務収支が△5億39百万円となりました。

以上により、合計では、資金運用収支が584億7百万円、役務取引等収支が50億39百万円、特定取引収支が24億23百万円、その他業務収支が54億34百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	58,228	179	—	58,407
うち資金運用収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	92,892	937	△618	93,211
うち資金調達費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	34,663	757	△618	34,803
役務取引等収支	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	5,047	△7	—	5,039
うち役務取引等収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	5,402	0	—	5,402
うち役務取引等費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	355	7	—	362
特定取引収支	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	2,423	—	—	2,423
うち特定取引収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	2,425	—	—	2,425
うち特定取引費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	2	—	—	2
その他業務収支	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	5,973	△539	—	5,434
うちその他業務収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	16,847	—	—	16,847
うちその他業務費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	10,874	539	—	11,413

(注) 1. 「国内」とは当金庫(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

3. 「相殺消去額」欄には、「国内」・「海外」間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

国内の資金運用勘定の平均残高は10兆3,769億円、利回りは1.79%となりました。また、国内の資金調達勘定の平均残高は9兆4,426億円、利回りは0.73%となりました。

海外の資金運用勘定の平均残高は624億円、利回りは3.00%となりました。また、海外の資金調達勘定の平均残高は682億円、利回りは2.22%となりました。

以上により、合計の資金運用勘定の平均残高は10兆3,868億円、利回りは1.79%となりました。また、合計の資金調達勘定の平均残高は9兆4,583億円、利回りは0.73%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	10,376,968	92,892	1.79
うち貸出金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	8,765,824	83,501	1.91
うち有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	1,464,117	7,175	0.98
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	28,163	75	0.54
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	29,689	78	0.53
資金調達勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	9,442,655	34,663	0.73
うち預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	2,678,598	4,326	0.32
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	37,989	76	0.40
うち債券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	6,506,841	29,149	0.89
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	59,326	123	0.41
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	17,509	33	0.38
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	194	0	0.09
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	134,034	853	1.27

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(当連結会計年度2,768百万円)を控除して表示しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	62,497	937	3.00
うち貸出金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	19,908	348	3.50
うち有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	41,223	575	2.79
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	472	1	0.42
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	666	10	3.06
資金調達勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	68,264	757	2.22
うち預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	2,348	37	3.22
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	1,310	21	3.34
うち債券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	2,472	30	2.50
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	9,791	51	1.05

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(当連結会計年度5,373百万円)を控除して表示しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	10,439,466	△52,566	10,386,899	93,829	△618	93,211	1.79
うち貸出金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	8,785,732	—	8,785,732	83,849	—	83,849	1.91
うち有価証券	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	1,505,341	—	1,505,341	7,751	—	7,751	1.03
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	28,636	—	28,636	76	—	76	0.53
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	30,355	—	30,355	89	—	89	0.58
資金調達勘定	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	9,510,920	△52,566	9,458,353	35,421	△618	34,803	0.73
うち預金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	2,680,946	—	2,680,946	4,363	—	4,363	0.32
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	39,299	—	39,299	98	—	98	0.50
うち債券	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	6,506,841	—	6,506,841	29,149	—	29,149	0.89
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	59,326	—	59,326	123	—	123	0.41
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	17,509	—	17,509	33	—	33	0.38
うち債券貸借取引 受人担保金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	2,667	—	2,667	31	—	31	2.33
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	143,826	—	143,826	904	—	904	1.26

(注) 1. 「相殺消去額」欄には、「国内」・「海外」間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

2. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(当連結会計年度8,142百万円)を控除して表示しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

国内の役務取引等収益は54億2百万円となりました。また、役務取引等費用は3億55百万円となりました。

海外の役務取引等収益は0百万円、役務取引等費用は7百万円となりました。

以上により、合計の役務取引等収益は54億2百万円、役務取引等費用は3億62百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	5,402	0	—	5,402
うち債券・預金・貸出業務	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	2,083	—	—	2,083
うち為替業務	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	816	0	—	816
うち証券関連業務	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	563	—	—	563
うち代理業務	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	702	—	—	702
うち保証業務	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	1,047	0	—	1,047
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	2	—	—	2
役務取引等費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	355	7	—	362
うち為替業務	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	168	7	—	175

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

国内の特定取引収益は24億25百万円、特定取引費用は2百万円となりました。

なお、海外の特定取引収益及び特定取引費用の計上はありません。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	2,425	—	—	2,425
うち商品有価証券 収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	2	—	—	2
うち特定取引 有価証券収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定金融 派生商品収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	2,423	—	—	2,423
うちその他の 特定取引収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
特定取引費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	2	—	—	2
うち商品有価証券 費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	2	—	—	2
うち特定金融 派生商品費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うちその他の 特定取引費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

② 特定取引資産・負債の内訳(末残)

国内の特定取引資産は、193億93百万円となりました。また、特定取引負債は137億71百万円となりました。

なお、海外の特定取引資産及び特定取引負債の計上はありません。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	19,393	—	—	19,393
うち商品有価証券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	129	—	—	129
うち商品有価証券 派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定金融派生 商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	19,264	—	—	19,264
うちその他の 特定取引資産	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
特定取引負債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	13,771	—	—	13,771
うち売付商品債券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち商品有価証券 派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引売付 債券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定金融派生 商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	13,771	—	—	13,771
うちその他の 特定取引負債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	3,107,158	1,789	—	3,108,947
うち流動性預金	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	1,252,050	1,219	—	1,253,269
うち定期性預金	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	1,787,227	569	—	1,787,797
うちその他	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	67,880	—	—	67,880
譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	49,760	—	—	49,760
総合計	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	3,156,918	1,789	—	3,158,707

- (注) 1. 「国内」とは当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。
3. ①流動性預金＝当座預金＋普通預金＋通知預金
②定期性預金＝定期預金
4. 「相殺消去額」は、「国内」と「海外」間の取引に関する相殺額を記載しております。

(6) 国内・海外別債券残高の状況

○ 債券の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
割引商工債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	898,649	—	—	898,649
利付商工債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	5,506,941	—	—	5,506,941
合計	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	6,405,591	—	—	6,405,591

- (注) 1. 「国内」とは当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。
3. 「相殺消去額」は、「国内」と「海外」間の取引に関する相殺額を記載しております。

(7) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年3月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	9,108,471	100.00
製造業	3,186,670	34.98
農業	11,767	0.12
林業	1,274	0.01
漁業	3,295	0.03
鉱業	11,843	0.13
建設業	234,210	2.57
電気・ガス・熱供給・水道業	25,050	0.27
情報通信・運輸業	1,125,822	12.36
卸売・小売業	2,772,405	30.43
金融・保険業	93,206	1.02
不動産業	520,392	5.71
各種サービス業	1,110,874	12.19
地方公共団体	438	0.00
その他	11,219	0.18
海外及び特別国際金融取引勘定分	22,863	100.00
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	22,863	100.00
合計	9,131,334	—

(注) 1. 「国内」とは当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げることとしておりますが、平成21年3月31日現在の外国政府等向け債権残高は該当ありません。

(8) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	954,756	—	—	954,756
地方債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	75,014	—	—	75,014
社債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	475,848	—	—	475,848
株式	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	21,816	—	—	21,816
その他の証券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	5,398	24,927	—	30,326
合計	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	1,532,834	24,927	—	1,557,761

(注) 1. 「国内」とは当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当金庫の海外店であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当金庫の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益状況(単体)

(1) 損益の概要

	当事業年度 (百万円)
業務粗利益	70,150
経費(除く臨時処理分)	(△) 38,160
人件費	(△) 21,225
物件費	(△) 15,820
税金	(△) 1,114
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	31,989
一般貸倒引当金繰入額	(△) 49
業務純益	31,940
うち債券関係損益	4,209
臨時損益	△38,230
株式関係損益	△496
不良債権処理損失	(△) 39,483
貸出金償却	(△) 319
個別貸倒引当金繰入額	(△) 37,486
その他の債権売却損等	(△) 1,677
その他の臨時損益	1,749
経常利益(△は経常損失)	△6,290
特別損益	320
うち固定資産処分損益	262
税引前当期純利益(△は税引前当期純損失)	△5,969
法人税、住民税及び事業税	(△) 137
法人税等調整額	(△) △2,390
法人税等合計	(△) △2,252
当期純利益(△は当期純損失)	△3,717

- (注) 1. 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支
2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
6. 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

(2) 営業経費の内訳

	当事業年度 (百万円)
給料・手当	19,343
退職給付費用	2,941
福利厚生費	153
減価償却費	2,555
土地建物機械賃借料	2,374
営繕費	1,280
消耗品費	527
給水光熱費	408
旅費	364
通信費	536
広告宣伝費	307
租税公課	1,114
その他	7,312
計	39,220

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	当事業年度 (%)
(1) 資金運用利回 ①	1.78
(イ)貸出金利回	1.90
(ロ)有価証券利回	0.98
(2) 資金調達原価 ②	1.52
(イ)預金等利回	0.72
(ロ)外部負債利回	0.75
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.25

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	当事業年度 (%)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	9.35
業務純益ベース	9.34
当期純利益ベース	△1.08

4 預金・債券・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・債券・貸出金の残高

	当事業年度 (百万円)
預金(末残)	3,112,571
預金(平残)	2,684,445
債券(末残)	6,405,711
債券(平残)	6,506,944
貸出金(末残)	9,161,235
貸出金(平残)	8,812,284

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	当事業年度 (百万円)
個人	716,573
法人等	2,394,209
合計	3,110,782

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	当事業年度 (百万円)
消費者ローン残高	—
住宅ローン残高	—
その他ローン残高	—

(4) 中小企業等貸出金

			当事業年度
中小企業等貸出金残高	①	百万円	7,826,048
総貸出金残高	②	百万円	9,138,373
中小企業等貸出金比率	①/②	%	85.63
中小企業等貸出先件数	③	件	66,438
総貸出先件数	④	件	69,059
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	96.20

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、中小企業等協同組合法に基づく組合、及び資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	当事業年度	
	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	25	351
信用状	850	6,562
保証	1,414	67,175
計	2,289	74,089

6 内国為替の状況(単体)

区分		当事業年度	
		口数(千口)	金額(百万円)
送金為替	各地へ向けた分	880	5,583,357
	各地より受けた分	712	5,396,592
代金取立	各地へ向けた分	454	987,007
	各地より受けた分	11	24,705

7 外国為替の状況(単体)

区分		当事業年度
		金額(百万米ドル)
仕向為替	売渡為替	1,203
	買入為替	297
被仕向為替	支払為替	618
	取立為替	237
合計		2,356

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、「株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」(平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当金庫は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用するとともに、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しています。なお、当金庫はマーケット・リスク相当額は不算入特例を用いて算入しておりません。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成21年3月31日
		金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	218,653
	うち非累積的永久優先株	—
	新株式申込証拠金	—
	特別準備金	400,811
	資本剰余金	0
	利益剰余金	66,206
	自己株式(△)	945
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額(△)	2,254
	その他有価証券の評価差損(△)	3,735
	為替換算調整勘定	—
	新株予約権	—
	連結子法人等の少数株主持分	1,136
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—
	営業権相当額(△)	—
	のれん相当額(△)	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	378
	計 (A)	679,493
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—
	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	—
	一般貸倒引当金	64,605
	負債性資本調達手段等	48,560
	うち永久劣後債務(注2)	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	46,000
計	113,166	
うち自己資本への算入額 (B)	113,166	
控除項目	控除項目(注4) (C)	3,058
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	789,602

項目		平成21年3月31日
		金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	8,423,735
	オフ・バランス取引等項目	168,345
	信用リスク・アセットの額 (E)	8,592,081
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	266,964
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	21,357
	計((E)+(F)) (H)	8,859,046
連結自己資本比率(国際統一基準)=D/H×100(%)		8.91
(参考)Tier 1 比率=A/H×100(%)		7.67

- (注) 1. 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第6条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第6条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成21年3月31日
		金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	218,653
	うち非累積的永久優先株	—
	新株式申込証拠金	—
	特別準備金	400,811
	資本準備金	—
	その他資本剰余金	0
	利益準備金	13,865
	その他利益剰余金	52,270
	その他	—
	自己株式(△)	945
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額(△)	2,249
	その他有価証券の評価差損(△)	3,759
	新株予約権	—
	営業権相当額(△)	—
	のれん相当額(△)	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—
	計 (A)	678,645
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	—
	一般貸倒引当金	63,843
	負債性資本調達手段等	46,000
	うち永久劣後債務(注2)	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	46,000
	計	109,843
うち自己資本への算入額 (B)	109,843	
控除項目	控除項目(注4) (C)	91
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	788,397

項目		平成21年3月31日
		金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	8,394,838
	オフ・バランス取引等項目	168,141
	信用リスク・アセットの額 (E)	8,562,980
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	266,234
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	21,298
	計((E)+(F)) (H)	8,829,215
単体自己資本比率(国際統一基準) = D/H × 100 (%)		8.92
(参考)Tier 1 比率 = A/H × 100 (%)		7.68

- (注) 1. 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第18条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当金庫の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成21年3月31日
	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,953
危険債権	1,444
要管理債権	50
正常債権	91,638

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 【対処すべき課題】

平成21年3月期は、中小企業を巡る金融経済環境が急速に悪化する中、当金庫はセーフティネット機能の発揮に全力をあげて取り組みました。特に危機対応業務に全力で取り組むことで、年度末の中小企業金融の円滑化に大きく貢献することができました。その結果、減少傾向にあった貸出残高のプラス転換を果たすことができましたが、景気悪化に伴う与信費用が当初想定を大幅に上回る推移となったことなどにより経常損失を計上するに至りました。

引続き厳しい金融経済環境が続くことが予想される中、セーフティネット機能発揮への中小企業の皆さまからの期待はかつてないほど高まっており、当金庫としましては、平成21年度もセーフティネット機能の発揮を最重要事項とし、政府による財政措置を最大限に活用の上、中小企業に対する唯一法定された指定金融機関として危機対応業務を主体にその機能発揮に万全を期してまいります。セーフティネット機能の発揮に際しては、引続き、長期的な視点に基づいた安定的なスタンスを堅持し、これまで培ってきた目利き機能を存分に発揮するとともに、厳しい環境にあるお取引先の立場に立って、懇切・丁寧かつ迅速な対応に最大限努めてまいります。

また、資金面の支援に留まることなく、お取引先が抱える経営課題の解決に向け、当金庫グループの総合金融機能を発揮し、質の高いソリューションを提供する等、全力でサポートしてまいります。

さらに、経営改善が必要なお取引先に対しては経営改善計画の策定や実行の支援をこれまで以上に強化するほか、DDSやDES等多様な金融手法を活用した再生支援にも積極的に取り組む等、お取引先の財務改善など企業価値向上に努め、あわせて当金庫の資産の健全化に努めてまいります。

加えて、引続きお取引先中小企業の皆さまに良質な資金供給を果たしていくため、個人・法人預金を主体に基盤拡充に向けた取組みを一層強化していくとともに、限られた経営資源を最大限有効に活用する観点から、業務の効率化、経費の削減など一層の経営合理化に不断に取り組んでまいります。

これら諸課題への取組みを強化することによって、使命である中小企業組合と中小企業の皆さまの成長と企業価値向上に貢献するとともに、当金庫自らの健全な経営基盤の構築と収益力の向上へ繋げてまいります。

4 【事業等のリスク】

当金庫及び当金庫グループ(以下、本項目においては「当金庫」と総称)の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる主な事項を記載しております。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末(平成21年3月31日)現在において当金庫が判断したものであります。

1 信用リスク(不良債権問題等)

信用リスクとは、信用供与先の財務内容の悪化等により資産の価値が減少ないし消失することで損失を被るリスクであります。

(1) 不良債権の状況

世界経済及び日本経済の動向、地価、株価及び金利の変動、貸出先の経営状況の変動等によっては、当金庫の不良債権及び信用コストが増加する可能性があります。また、その場合には業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 貸倒引当金の状況

当金庫は、貸出先の状況、債権の保全状況及び過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算定した予想損失額に対して、貸倒引当金を計上しております。貸出先の状況が予想を超えて悪化した場合、地価下落等に伴い担保価値が低下し債権の保全状況が悪化した場合、あるいは経済状態全般が悪化した場合等、貸倒引当金の積み増しが必要となる可能性があります。このような場合、信用コストが増加し、当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 貸出先への対応

当金庫は、中小企業に対する金融の円滑化を設立の目的としており、貸出先の経営状態が悪化した場合にも、経営状態悪化が一時的なものであり将来に亘って合理的に再建が見込まれる場合には、追加融資や債権放棄等により支援を継続することもあり得ます。こうした支援継続に伴う損失額が貸倒引当金計上時点の損失見積り額を上回る場合、信用コストが増加し、当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、このような貸出先に対しては、再建計画の実現可能性を十分に検証した上で支援継続を決定いたしますが、再建が必ず成功するという保証はありません。再建が成功しない場合には、これらの貸出先の倒産が新たに発生する可能性があります。その結果、信用コストが増加し、当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 権利行使の困難性

当金庫は、不動産等担保にかかる価格の下落又は流動性欠如等の事情により、担保権を設定した不動産等を換金、又は強制執行することが事実上出来ない可能性があります。その結果、信用コストが増加し、当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

2 市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替相場等様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクであります。

(1) 金利変動に伴うリスク

当金庫は債券、デリバティブ等を取扱う市場取引を行っており、金利変動により当金庫が保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被る可能性があります。

(2) 為替リスク

当金庫の資産及び負債の一部は外貨建であり、外貨建の資産と負債の額が各通貨毎に同額で相殺されない場合、又は適切にヘッジされていない場合には、為替変動が当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 株価下落に伴うリスク

当金庫は市場性のある株式を保有しており、大幅な株価下落が発生した場合には、保有株式に減損又は評価損が発生し、当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

3 流動性リスク

流動性リスクとは、金融機関の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる等のリスク及び市場の混乱等により市場において取引が困難となる等のリスクであります。

当金庫の財務内容が悪化した場合や市場が混乱した場合には、必要な資金を確保できずに資金繰りが悪化する可能性や通常の取引よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされ、その結果当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

4 オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、正確な事務を怠るあるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク(事務リスク)、及びコンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被る等のリスク(システムリスク)であります。

また、事務リスク、システムリスクの双方に跨るリスクとして、重要な情報資産の正当性、信頼性が漏えい、不正使用、誤操作、故障等、様々な脅威により失われるリスク(情報セキュリティリスク)があります。

(1) 事務リスク

当金庫では厳格な事務規定を定め、正確な事務処理を励行することを徹底しておりますが、故意又は過失等による事務ミスにより事故が発生し、当金庫の信用低下等が生じた場合、当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) システムリスク

当金庫ではコンピュータシステム安定稼動のため、基幹システムの二重化、大規模災害等不測の事態に備えたコンティンジェンシープランの整備等を実施していますが、長期間に亘る重大なシステム障害の発生に伴い多大な損失が発生した場合、当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 情報セキュリティリスク

当金庫では「個人情報保護宣言」を制定し、顧客情報をはじめとした情報資産の厳正な管理に努めております。しかしながら、今後、顧客情報や経営情報等の漏えい、不正使用等が発生し、当金庫の信用低下等が生じた場合、当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 法的リスク

法的リスクとは、取引の法律関係が確定的でないことや、法令等が遵守されないことにより損失を被るリスクであります。

当金庫は事業活動にあたり、会社法、株式会社商工組合中央金庫法、金融商品取引法等の法令諸規制を受けるほか、各種取引上の契約を締結しております。当金庫はこれら法令諸規制や契約内容が遵守されるよう規定・体制の整備及び教育研修等を実施しておりますが、法令解釈の相違、法令手続きの不備、法令違反行為等により法令諸規制や契約内容を遵守できなかった場合には、罰則適用や損害賠償等に伴う損失が発生し、当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

6 風評リスク

風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により損失を被るリスクであります。

本項目に記載の諸リスクが顕在化した場合、評判の悪化や風説の流布等により、その内容の正確性に関わらず、当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

7 人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正・差別的行為から生じるリスクであります。

当金庫ではリスク発生の未然防止、リスク状況に関するモニタリング、リスク顕在時の各段階において対応すべき事項を定め、人的リスクの極小化に努めております。しかしながら、こうしたリスクに起因して損失が発生した場合、当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

8 有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害等を被るリスクであり、こうしたリスクに起因して損失が発生した場合、また、固定資産の減損会計適用に伴い、評価額が低下した場合等に、当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

9 規制緩和等による業務範囲の拡大に伴うリスク

当金庫は、法令その他の条件の許す範囲内で業務範囲を拡大しております。当該業務の拡大が予想通りに進展しない場合、又は競争により当該業務の収益性が悪化した場合、業務範囲拡大への取組みが奏効せず、当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

10 競争

当金庫が営業基盤とする中堅・中小企業については、メガバンクや地方銀行においても重要なマーケットと位置付け、積極的な営業活動を展開しております。当金庫がこうした事業環境において競争優位を得られない場合、当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

11 自己資本比率

当金庫は連結自己資本比率及び単体自己資本比率について「株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」（平成20年9月25日 金融庁・財務省・経済産業省告示第2号）に定められるとおり、8%以上を目標とし、自己資本の充実に努めなければなりません。

当金庫の自己資本比率が8%を下回った場合には、金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣から様々な命令を受けることがあります。

当金庫の自己資本比率に影響を与える主な要因は以下のとおりであります。

- ・不良債権処理や債務者の信用力悪化等による信用コストの増加
- ・保有する債券や株式等有価証券ポートフォリオの価値の低下
- ・繰延税金資産の回収可能性判断に基づく繰延税金資産の取り崩しによる自己資本の減少
- ・自己資本へ算入可能な劣後債務が再調達できない場合の自己資本の減少
- ・自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- ・本項記載のその他の不利益項目の発生

12 年金債務

年金資産の時価が下落した場合、年金資産の運用利回りが想定を下回った場合、又は予定給付債務を計算する前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合には、損失が発生する可能性があります。また、年金制度の変更により未認識の過去勤務費用が発生する可能性があります。金利環境の変動その他の要因も年金の未積立債務及び年間積立額にマイナスの影響を与える可能性があります。

13 固定資産の減損会計

当金庫が保有する固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」(企業会計審議会)を適用しております。保有する固定資産は、使用目的の変更、収益性の低下及び価額の下落などにより評価減が発生する可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりであります。

1 経営成績

経常収益は、有価証券売却益等の計上により、その他業務収益及びその他経常収益が増加したことなどから、1,222億円となりました。一方、経常費用は、景気悪化に伴い貸倒引当金繰入額などその他経常費用が増加した結果、1,283億円となりました。

以上により、経常損失は60億円、当期純損失は37億円となりました。

2 財政状態

(1) 主要勘定

貸出金は、セーフティネット機能を発揮し、お取引先の資金調達ニーズに対応した結果、期末残高は9兆1,313億円となりました。

有価証券は、投資環境や市場動向を注視しつつ、国内債券中心に運用を行った結果、期末残高は1兆5,577億円となりました。

債券は、割引債や5年募集債の残高が減少した結果、期末残高は6兆4,055億円となりました。

預金は、定期預金残高が増加したことなどから、期末残高は3兆1,089億円となりました。

(2) 自己資本比率

連結自己資本比率は、信用リスクについては標準的手法を、オペレーショナル・リスクについては基礎的手法に基づき計測した結果、8.91%、Tier I 比率は7.67%となりました。

○自己資本比率

	当連結会計年度末 (%)
連結自己資本比率	8.91
Tier I 比率	7.67

○連結リスク管理債権

	当連結会計年度末 (億円)
破綻先債権額	1,360
延滞債権額	1,969
3カ月以上延滞債権額	50
貸出条件緩和債権額	0
合計	3,380

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

銀行業務では、お客様の利便性向上および顧客基盤の強化・拡大を図るため、当連結会計年度は14億円の設備投資を実施しました。リース業務、その他業務では重要性のある投資はありません。

また、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(1) 銀行業務

(平成21年3月31日現在)

	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	リース 資産	その他の有形 固定資産	合計	従業員数 (人)
				面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
当金庫	本店	東京都中央区	店舗	1,724.46	1,285	1,495	5	496	3,283	538
	札幌支店他 4店舗	北海道地区	店舗・ 営業所	2,587.39	184	259	—	42	486	99
	仙台支店他 8店舗	東北地区	店舗・ 営業所	4,601.72	574	596	—	80	1,251	208
	横浜支店他 10店舗	関東地区 (東京都を除く)	店舗	4,662.15 (813.18)	377	1,353	—	111	1,842	341
	東京支店他 12店舗	東京都 (本店を除く)	店舗・ 出張所	2,673.34	835	1,585	—	138	2,559	684
	名古屋支店 他19店舗	中部地区	店舗・ 営業所	11,795.38	1,037	1,339	—	210	2,588	593
	神戸支店他 7店舗	近畿地区 (大阪府を除く)	店舗	4,884.48	589	481	—	95	1,166	240
	大阪支店他 5店舗	大阪府	店舗	3,189.39	451	2,486	—	95	3,033	366
	広島支店他 9店舗	中国地区	店舗・ 営業所	5,863.30 (921.98)	134	563	—	92	790	238
	高松支店他 3店舗	四国地区	店舗	2,929.82	110	286	—	36	432	105
	福岡支店他 11店舗	九州地区	店舗・ 出張所	7,222.41	214	731	—	111	1,057	324
	ニューヨー ク支店	アメリカ 合衆国	店舗	—	—	2	—	9	12	7
	香港事務所 他1事務所	中華人民 共和国	海外駐在 員事務所	—	—	1	—	0	1	5
	東村山社宅 他44件	東京都 東村山市他	社宅・寮	33,628.61	3,928	1,871	—	0	5,801	—
その他の 施設	東京都 東村山市他	研修所他	31,459.18	14,559	2,997	334	1,375	19,266	159	

(2)リース業務

(平成21年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	リース 資産	その他の有形 固定資産	合計	従業員数 (人)
					面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
連結 子会社	日本商 工リース ㈱	本社他	東京都 台東区他	事務所 他	—	—	10	—	411	422	46

(3)その他業務

(平成21年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	リース 資産	その他の有形 固定資産	合計	従業員数 (人)
					面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
連結 子会社	八重洲 商工(株) 他5社	本社他	東京都 港区他	事務所 他	3,438.57	470	572	—	32	1,075	267

- (注) 1. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め24百万円でありま
す。
2. その他の有形固定資産は、事務機械1,897百万円、その他1,444百万円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	事業 (部門) の別	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手 年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当金庫	本店他	—	改修 その他	銀行業務	店舗・事 務センタ ー他	1,400	—	自己資金	—	—
当金庫	本店他	—	新設 改修	銀行業務	事務機械 他	1,080	—	自己資金	—	—

- (注) 1. 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) 売却

重要な設備の売却については、該当ありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000,000
計	4,000,000,000

(注) 平成21年6月23日開催の第1回定時株主総会において変更を決議した定款に、次のとおり規定しております。なお、株式会社商工組合中央金庫法第16条により、当金庫の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(第6条) 当社の発行可能株式総数は、4,000,000,010株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式 4,000,000,000株

危機対応準備金株式 10株

(附則第3条)第6条及び第9条の変更並びに第2章の2の新設は、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律附則第1条本文に掲げる施行の日より効力を発生するものとする。本条は同日をもって削除するものとする。

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,186,531,448	2,186,531,448	—	単元株式数は、1,000株 あります。
計	2,186,531,448	2,186,531,448	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年10月1日 (注) 1	△3,037,671	2,186,531	△303,767,100	218,653,144	—	—

(注) 1. 平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金から特別準備金への振替を行ったことによる資本金の減少であります。

発行済株式総数増減数(千株)は、資本金増減額に対する出資が特別準備金に振替されたため、出資口数増減数(千口)と読み替えます。

(注) 2. 株式会社商工組合中央金庫法に基づき、転換前の商工組合中央金庫が、平成20年10月1日の転換に伴い、株式会社化したことから、それ以前については、記載していません。

なお、(参考)として、転換前の出資口数、資本金等の推移は以下のとおりであります。

年月日	出資口数 増減数 (千口)	出資口数 残高 (千口)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成17年3月3日 (注) 1	30,000	5,172,650	3,000,000	517,265,000	—	—
平成18年3月3日 (注) 2	25,000	5,197,650	2,500,000	519,765,000	—	—
平成19年3月5日 (注) 3	30,000	5,227,650	3,000,000	522,765,000	—	—
平成20年9月30日 (注) 4	△3,447	5,224,202	△344,755	522,420,244	—	—

(注) 1. 増資要領 出資口数30,000,000口 出資1口の金額100円

2. 増資要領 出資口数25,000,000口 出資1口の金額100円

3. 増資要領 出資口数30,000,000口 出資1口の金額100円

4. 平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則8条に基づき、出資額の払戻しを行ったことによる資本金の減少であります。

(5) 【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	128	—	17,357	—	—	48	17,534	—
所有株式数(単元)	1,016,000	57,596	—	1,097,953	—	—	11,152	2,182,701	3,830,448
所有株式数の割合(%)	46.55	2.64	—	50.30	—	—	0.51	100.00	—

(注) 自己株式9,441,222株は「個人その他」に9,441単元、「単元未満株式の状況」に222株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	1,016,000	46.46
東銀リース株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目9番13号	5,300	0.24
大阪船場繊維卸商団地協同組合	大阪府箕面市船場東二丁目5番47号	4,600	0.21
大阪府医師協同組合	大阪府大阪市中央区上本町西三丁目1番5号	4,409	0.20
関東交通共済協同組合	東京都新宿区西新宿七丁目21番20号	4,303	0.19
東京カメラ流通協同組合	東京都豊島区高田三丁目23番23号	3,633	0.16
協同組合広島総合卸センター	広島県広島市西区商工センター一丁目14番1号	3,150	0.14
日本絹人繊維物工業組合連合会	東京都千代田区九段北一丁目15番12号	3,110	0.14
東京木材問屋協同組合	東京都江東区深川2丁目5番11号	3,084	0.14
宮城県商工振興協同組合	宮城県仙台市青葉区上杉一丁目14番2号	3,034	0.13
計	—	1,050,625	48.04

(注) 上記のほか当金庫所有の自己株式9,441千株(発行済株式総数に対する割合:0.43%)があります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 9,441,000	—	—
完全議決権株式(その他)	2,173,260,000	2,173,257	—
単元未満株式	3,830,448	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	2,186,531,448	—	—
総株主の議決権	—	2,173,257	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社商工組合中央金庫法第6条第3項の規定により、議決権を行使することができない株主名義の株式3,000株が含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同株主名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個は含まれておりません。

2 「単元未満株式」の欄には、当金庫所有の自己株式222株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社商工組合中央金庫	東京都中央区八重洲二丁目10番17号	9,441,000	—	9,441,000	0.43
計	—	9,441,000	—	9,441,000	0.43

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年10月1日)での決議状況 (取得日 平成20年10月30日)	9,385,000	938,500,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	9,385,000	938,500,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	0	0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	64,338	7,498,941
当期間における取得自己株式	25,679	3,415,307

(注) 当期間における取得自己株式には、平成21年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(単元未満株式の買増請求)	8,116	862,750	400	53,200
保有自己株式数	9,441,222	—	9,466,501	—

(注) 単元未満株式の買増請求及び保有自己株式数の当期間には、平成21年6月1日から有価証券報告書提出日までの取引は含めておりません。

3 【配当政策】

配当につきましては、健全な経営基盤を構築するため、内部留保の充実を図るとともに安定配当を行っていくことを基本方針としております。また、配当につきましては、毎年3月31日を基準日とする期末配当の年1回を基本的な方針としております。当事業年度の配当につきましては、上記基本方針に基づき民間保有株式1株当たり1円50銭、政府保有株式1株当たり50銭として配当の決定機関であります株主総会のご承認を戴きました。

なお、株式会社商工組合中央金庫法第49条に基づき、剰余金の処分の決議は、主務大臣の認可によりその効力を生じます。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)
平成21年6月23日 定時株主総会決議	2,249	民間保有株式 1.50 政府保有株式 0.50

4 【株価の推移】

当金庫の株式は非上場・非登録につき、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)	—	関 哲 夫	昭和13年7月29日生	昭和38年4月 平成12年4月 平成20年10月	八幡製鐵株式会社入社 (現新日本製鐵株式会社) 新日本製鐵株式会社 代表取締役副社長 商工中金 代表取締役社長(現職)	注1	—
取締役副社長 (代表取締役)	—	杉 山 秀 二	昭和23年2月28日生	昭和46年7月 平成13年7月 平成16年6月 平成20年10月	通商産業省入省(現経済産業省) 経済産業省中小企業庁長官 同経済産業事務次官 商工中金 代表取締役副社長 (現職)	注1	—
取締役副社長 (代表取締役)	—	木 村 幸 俊	昭和24年6月20日生	昭和47年4月 平成17年7月 平成20年7月 平成20年10月	大蔵省入省(現財務省) 国税庁長官 商工中金 副理事長 代表取締役副社長(現職)	注1	—
専務取締役 (代表取締役)	—	法 師 人 稔	昭和22年6月19日生	昭和46年7月 平成13年3月 平成14年8月 平成17年3月 平成20年10月	商工中金入庫 人事部長 理事 専務理事 代表取締役専務(現職)	注1	—
取 締 役 常務執行役員	—	安 倍 保	昭和26年1月31日生	昭和49年4月 平成16年3月 平成17年3月 平成20年10月	商工中金入庫 総合企画部長 理事 取締役常務執行役員(現職)	注1	—
取 締 役 常務執行役員	審査本部長	新 保 昌 義	昭和28年1月24日生	昭和50年4月 平成17年3月 平成19年3月 平成20年10月 平成21年6月	商工中金入庫 総務部長 理事 取締役常務執行役員 取締役常務執行役員、 審査本部長委嘱(現職)	注1	—
取 締 役 常務執行役員	—	野 村 清 二	昭和26年8月12日生	昭和51年4月 平成17年3月 平成20年3月 平成20年10月	商工中金入庫 総合企画部長 理事 取締役常務執行役員(現職)	注1	—
取 締 役 常務執行役員	—	小 川 秀 樹	昭和28年5月5日生	昭和52年4月 平成18年10月 平成20年8月 平成20年10月	通商産業省入省 (現経済産業省) 防衛庁防衛参事官 商工中金 理事 取締役常務執行役員(現職)	注1	—
取 締 役 常務執行役員	—	森 英 雄	昭和30年1月18日生	昭和52年4月 平成19年3月 平成20年8月 平成20年10月	商工中金入庫 総務部長 理事 取締役常務執行役員(現職)	注1	—
取 締 役 常務執行役員	統合リスク 管理部長	田 中 千 洋	昭和29年8月15日生	昭和52年4月 平成18年3月 平成20年10月 平成21年6月	商工中金入庫 人事部長 執行役員 経営企画部長 取締役常務執行役員、 統合リスク管理部長委嘱(現職)	注2	—
取 締 役 常務執行役員	—	田 中 秀 明	昭和29年11月26日生	昭和53年4月 平成19年3月 平成20年10月 平成21年6月	商工中金入庫 民営化準備室長 執行役員 総務部長 取締役常務執行役員(現職)	注2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	—	山口 信夫	大正13年12月23日生	昭和27年4月 昭和56年6月 平成4年4月 平成13年7月 平成19年11月 平成20年10月	旭化成工業株式会社入社 (現旭化成株式会社) 同代表取締役副社長 同代表取締役会長(現職) 日本商工会議所会頭 日本商工会議所名誉会頭(現職) 商工中金 取締役(現職)	注1	—
常勤監査役	—	白須 光美	昭和24年1月9日生	昭和46年7月 平成15年8月 平成19年4月 平成20年10月	大蔵省入省(現財務省) 財団法人地域総合整備財団 常務理事 商工中金 監事 常勤監査役(現職)	注3	—
常勤監査役	—	園田 邦一	昭和29年3月20日生	昭和51年4月 平成18年8月 平成20年3月 平成20年10月	商工中金入庫 審査第一部長 監事 常勤監査役(現職)	注3	—
監査役	—	大橋 清	昭和20年10月31日生	昭和45年4月 平成13年3月 平成14年3月 平成20年6月 平成20年10月	商工中金入庫 東京支店長 監事 財団法人商工総合研究所所長 商工中金 監査役(現職)	注3	—
監査役	—	多比羅 誠	昭和18年3月3日生	昭和45年1月 平成15年4月 平成20年9月 平成20年10月	弁護士登録 ひいらぎ総合法律事務所 弁護士(現職) グローウェルホールディングス 株式会社監査役(現職) 商工中金 監査役(現職)	注3	—
計							—

- (注) 1. 各取締役の任期は、平成20年10月1日から平成21年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
2. 各取締役の任期は、平成21年6月23日から平成21年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 各監査役の任期は、平成20年10月1日から平成23年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 取締役山口 信夫は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役白須 光美及び多比羅 誠は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 当金庫は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役を1名選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
末 吉 互	昭和31年10月11日生	昭和58年4月 平成19年4月	弁護士登録 末吉総合法律事務所弁護士(現職)	—

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当金庫は、昭和11年の設立以来70年余の間、政府と中小企業組合がともに出資し、市場（機関投資家や個人等のお客さま）から資金を調達して、運営する「中小企業の中小企業による中小企業のための金融機関」として、ガバナンスの強化・整備を行ってまいりました。

平成20年10月1日の特殊会社（特別の法律に基づく株式会社）化を契機に、設立以来の基本的性格を堅持しつつ、従来のガバナンスをさらに磨き上げ、株式会社商工組合中央金庫法、会社法等の法令に基づき、株主である中小企業組合や中小企業の付託を受け、政府による監督、市場による規律の下、中小企業組合と中小企業の金融円滑化という目的を、より効果的かつ効率的に実現してまいります。

具体的には、取締役会、監査役（会）、会計監査人に加えて、経営諮問委員会、報酬委員会、経営会議等の機関を設置し、業務運営に当たっております。

また、業務運営に当たってはその指針となる企業理念を制定し、当金庫グループの全役職員に周知・浸透を図っております。企業理念は、当金庫の存在意義である「使命」、社会の一員としてのステークホルダーへの約束である「経営姿勢」、これらを具現化するための職員の行動価値基準である「行動指針」の3つで構成されております。

使命	<p>中小企業による中小企業のための金融機関である商工中金にとって、お客さまの成長こそが私たちの成長です。</p> <p>私たちは、お客様の立場になって長期的な視点で企業を見つめ、創業以来培ってきた中小企業経営への深い理解力と先進的な金融手法を始めとする総合金融サービス、そして、全国に展開するネットワーク力を最大限に活かし、企業のライフステージに応じたソリューションでお客さまの持続的成長を支援してまいります。</p> <p>お客さまと分かち合った無数の喜びが、各地で実を結び、やがて日本の新たな力を創造していく、これこそが、私たち商工中金の使命です。</p>
経営姿勢	<p>中小企業の皆さまに対して 長期安定的な取引に基づく安心と、問題解決に資するサービスを提供します。 企業間連携・地域連携を促進し新たなビジネス機会を創出します。 お客さまの成長を通じて私たちも成長し、長期的な企業価値向上を目指します。</p> <p>資金をお預けいただく皆さまに対して 健全な経営に徹し、信頼・誠実・丁寧を旨とする対応を実現します。 資産運用の良きパートナーとしてベストな運用をサポートします。 社会貢献へつながる運用を実現します。</p> <p>職員に対して 現場主義を徹底し、チャレンジを奨励する活力ある組織を目指します。 専門能力の開発をサポートし、プロフェッショナルな人材を育成します。 プロセスを重視し、社会に貢献する喜び、誇りが感じられる職場をつくりまします。</p> <p>社会に対して コンプライアンスを徹底します。 経営の透明性を高め、情報の開示・発信に努めます。 すべてのステークホルダーの満足を追求し、地域経済の発展に貢献します。</p>
行動方針	<p>お客さまの立場になり、お客さまの未来を考え、お客さまから求められるスキルを磨き、お客さまのために一丸となって、お客さまの夢を応援していく。</p> <p>高い志と公正・健全な精神を胸に、私たちは誇りをもって行動します。</p>

② 会社の機関の内容

A. 取締役会

取締役会は取締役12名、そのうち社外取締役1名(平成21年3月末現在)で構成されております。取締役会は、業務運営が全体として適切かつ実効的に機能するよう、重要な業務執行の決定と取締役の職務の監督を行っております。

B. 監査役会・監査役

監査役会は監査役4名、そのうち社外監査役2名(非常勤監査役を含む。平成21年3月末現在)で構成されております。監査役は、取締役の職務の執行を監査し、監査役会は、監査報告の作成、常勤の監査役の選定および解職、監査方針の決定等を行っております。

C. 経営諮問委員会

中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させるため、取引先中小企業の代表者で構成される「経営諮問委員会」を設置し、業務運営に関して意見や助言をいただいております。

D. 報酬委員会

役員報酬(制度)や退職慰労金に係る業績評価について、社外関係者を含む「報酬委員会」を設置し、意見や助言をいただいております。

E. 経営会議

代表取締役社長、代表取締役副社長、代表取締役専務等で構成する経営会議を設置し、取締役会が決定した基本方針に基づき、業務執行に関する基本的事項、重要な投融资について、機動的かつ十分な協議を経て意思決定を行っております。

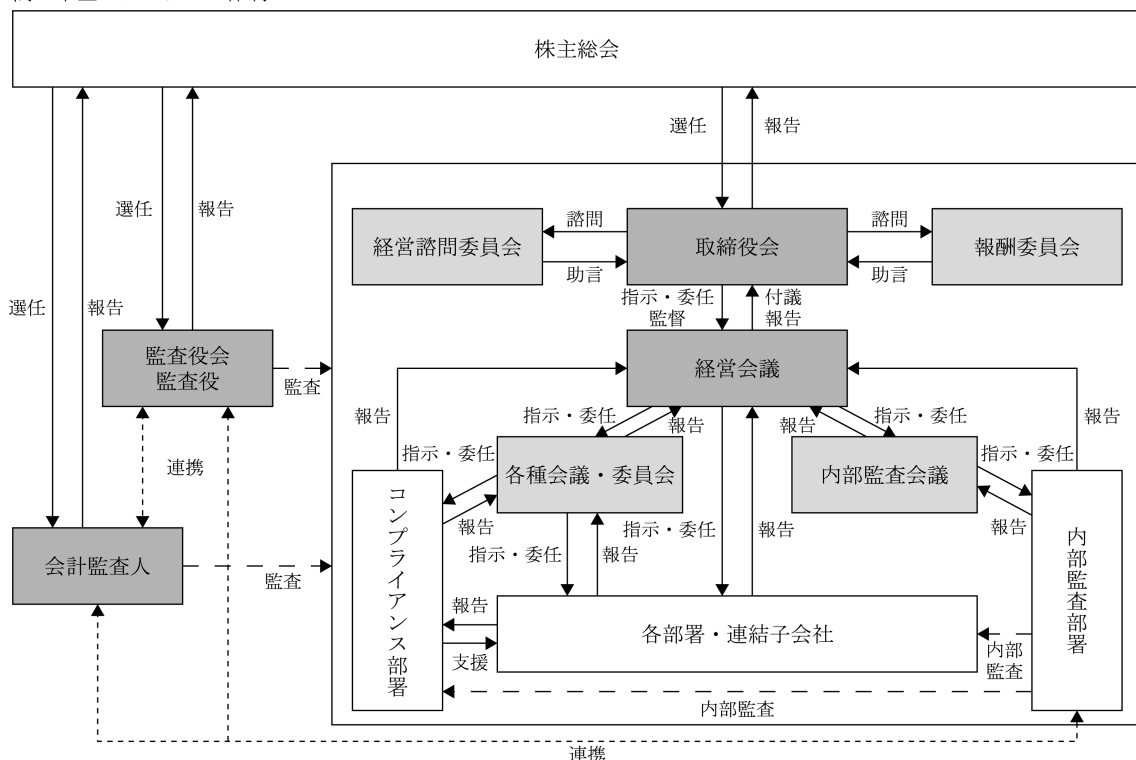
F. 内部監査会議

内部監査部門の被監査部門からの独立性を確保し、より牽制機能が働くよう、経営会議直轄の内部監査会議を設置し、内部監査の制度や内部監査計画について審議を行っております。

G. 各種会議・委員会

経営会議の下に、内部監査会議のほか、経営企画、投融资、コンプライアンス、CS推進、信用リスク管理等の事項に関して、各種会議・委員会を設け、代表取締役副社長や代表取締役専務等を中心として、経営会議に付議する事項の審議等を行っております。

商工中金のガバナンス体制



③ 内部統制システムの整備の状況

当金庫は、会社法第362条第5項に基づき、同条第4項第6号に規定する当金庫の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を以下のとおり定めております。

- A. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役会は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規定及びコンプライアンス・ハンドブックを制定・周知することにより、役職員が法令等を遵守する体制を整備する。
 - ・コンプライアンスの企画、推進及び管理に係る審議・検討を行う会議並びに統括部署としてコンプライアンス統括室を設置するとともに、全部室店にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を設置する。
 - ・取締役会は、コンプライアンス統括室に、年度ごとに、研修の実施などコンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的実践状況を確認する。
 - ・コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制を整備する。また、社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制を整備する。
 - ・執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。
 - ・反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。
- B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役会議事録など、取締役の職務の執行に係る情報については、内部規定に基づき保存・管理を行う。
 - ・監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。
- C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」及びリスク種類毎の管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類毎及び統合リスクの管理部署を定めるなど、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備する。
 - ・取締役会及び経営会議等は、全体のリスク及び個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。
 - ・執行部門から独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。
- D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、取締役会から一定の権限の委譲を受けた経営会議を設置する。経営会議は、取締役会から授権された事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。また、経営会議へ付議する事項を審議する各種会議を設置する。
 - ・取締役会は、中期経営計画並びに単年度の経営計画、業務計画及び予算を策定し、効率的な職務執行を行う。

- ・取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務及び職務の権限に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。
 - ・中小企業組合及び中小企業により構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築する。
- E. 当金庫及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・取締役会は、当金庫及び子会社等の業務の適正を確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、子会社等の業務運営を適切に管理するための規程を制定・周知する。
 - ・取締役会は、子会社等を統括して管理する部署(以下「統括部署」という。)及び子会社等ごとに担当部署(以下「担当部署」という。)を設置し、コンプライアンス、リスク管理及び顧客保護の観点から子会社等の業務運営を適切に管理する。
 - ・統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の実態把握及び指導を行い、子会社等の業務運営状況等を定期的に取り締役会及び経営会議に報告する。
 - ・執行部門から独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会に報告する。
 - ・当金庫と子会社等との間で取引を行うに当たって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。
- F. 当金庫及び子会社から成る企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査など、適切な内部統制を構築する。
- G. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した使用人(監査役付)を配置する。
 - ・監査役付は、取締役の指揮命令を受けないものとし、監査役付の人事・処遇関係については、監査役と事前に協議する。
- H. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は、当金庫の重要な決定事項、子会社に係る重要な事項その他当金庫に重要な影響を及ぼす情報について監査役へ報告を行う。
 - ・取締役及び使用人は、監査役が報告を求める事項の報告を行う。
- I. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役、内部監査部門及び会計監査人は、監査役と定期的に意見交換を行う。
 - ・取締役及び使用人は、監査役による監査の実施に協力する。
 - ・監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程を制定し、同規定に基づき監査を実施する。
 - ・監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。

④ リスク管理体制の整備の状況

A. リスク管理体制

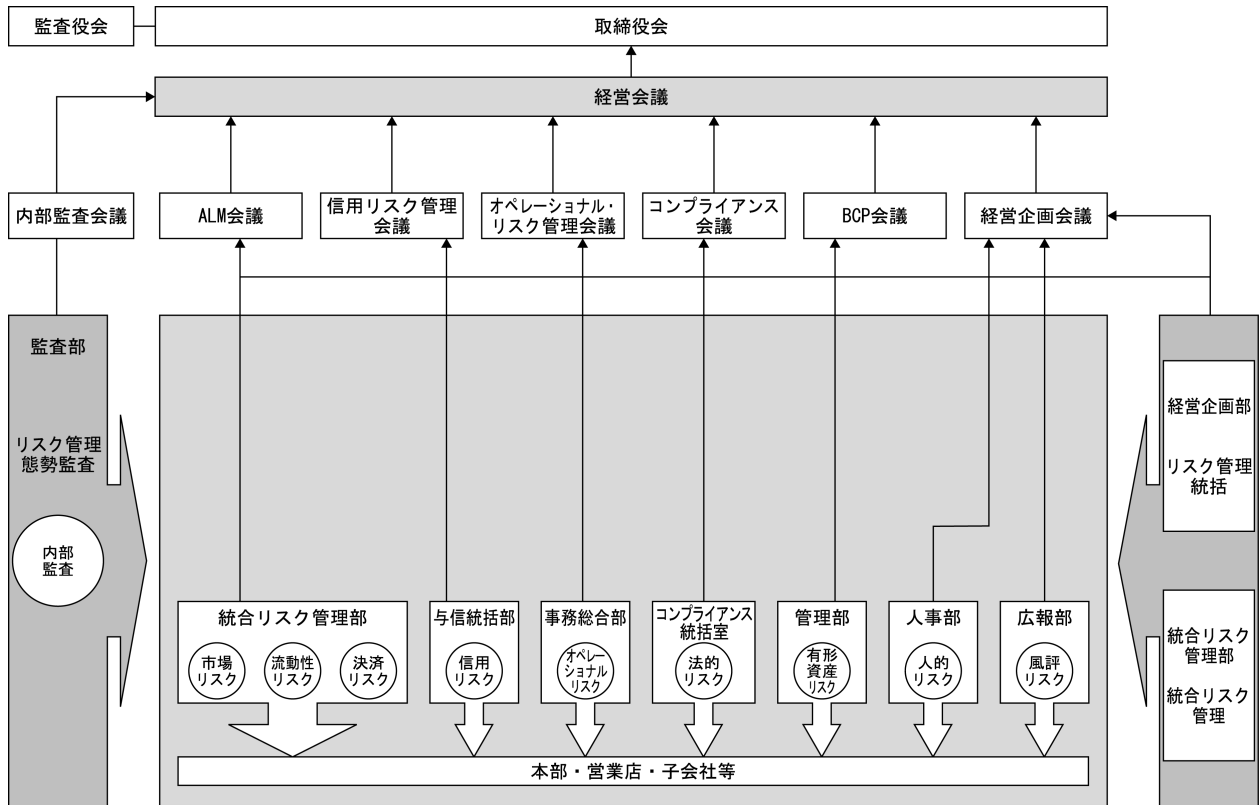
当金庫では、リスク管理規程及び各種リスク管理関連規定を定め、各リスクの管理部署及びリスク管理統括部署を明確にする等、リスク管理体制を整備しております。

業務に付随する様々なリスクに対し、各リスクの管理部署がそれぞれのリスク管理を行うことに加え、リスク管理統括部署がリスク管理に関する事項を統括しております。また、統合リスク管理担当部署は、リスク・カテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照することによって、自己資本の健全性を確認しております。

こうしたリスク管理の状況については、経営会議で検討を行い、取締役会に報告しております。

また、リスク管理の実効性を確保するため、監査部はリスク管理態勢にかかる監査を行い、結果については経営会議を通じ取締役会に報告しております。

《リスク管理体制図》



B. コンプライアンス体制

当金庫では、グループのコンプライアンスに係る基本方針として、「倫理憲章」を制定し、当金庫内外に発表しています。倫理憲章のもと、コンプライアンス規程、コンプライアンス関連規定及びコンプライアンス・ハンドブックを定め、コンプライアンス体制を整備しております。

コンプライアンスに関する統括セクションとして、コンプライアンス統括室を設置し、コンプライアンスに係る企画及び管理を行っております。また、全部室店にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を設置し、それぞれの部室店においてコンプライアンスの徹底を図っております。

コンプライアンスに関する取組みは、毎年、取締役会において、コンプライアンス・プログラムを策定し、実施事項を決定しております。また、コンプライアンス・プログラムの実施状況は、コンプライアンス会議で審議され、経営会議及び取締役会へ報告しております。

C. 危機管理体制

大規模災害等の発生に伴う危機対応を適切に行うため、「事業継続計画(BCP)」を策定するとともに、「BCP会議」を設置しております。危機発生時には必要に応じて「災害対策本部」を設置し、対応する体制としております。

D. グループ管理体制

当金庫グループにおける業務の適正を確保するため、子会社等管理規程を定め、子会社等各社の規模・特性に応じた適切な管理を行っております。子会社等の業務運営状況等、管理に係る基本的事項については、当金庫役員をメンバーとする子会社等管理会議において審議し、取締役会等で決定しています。

各社は、コンプライアンス、各種リスク管理等にかかる事項について、諸規定を定めるとともに、重要な業務の執行にあたっては、当金庫へ適時・適切に協議・報告を行う体制としており、必要に応じ、当金庫の経営指導等を受けています。

一方、当金庫の監査部署が、独立した監査部署として各社の監査を実施し、当金庫グループ全体の業務の適正を確保しております。

⑤ 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

A. 内部監査

内部監査部署として、営業店や本部各部から独立した位置付けにある監査部(平成21年3月末現在37名)が内部監査機能を担っております。

業務監査では、営業店や本部各部の業務運営状況の監査およびシステム監査等を実施しています。監査の視点には、法令や内部規定の遵守状況、営業店や本部各部が自ら行う自店監査の機能活用状況等を盛り込み、一層の業務改善や事故発生の未然防止に取り組んでおります。

資産監査では、自己査定および償却・引当の適正性や信用格付の正確性の監査を実施しております。

なお、内部監査結果は、内部監査会議に報告するとともに、業務運営の改善事項等については、同会議で審議・決定し、取締役会へ報告しております。

B. 監査役監査

監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通じて、取締役等の職務の執行を監査しております。

監査役・監査役会は、組織上・業務の遂行上、独立性を確保しつつ、適切な職務遂行のため、取締役、会計監査人、内部監査部署やコンプライアンス部署の管理者と緊密な連携を図っております。

C. 会計監査

会計監査人については、あらた監査法人を選任し、会計監査証明を受けております。当期において業務を執行した公認会計士は、佐々木貴司氏、大木一昭氏、小林尚明氏の3名であり、補助者として公認会計士3名、その他21名で構成されておりました。

⑥ 役員報酬の内容

当金庫の取締役に対する報酬等の総額は121百万円、監査役に対する報酬等の総額は24百万円であります。なお、取締役に対する報酬等には、役員退職慰労引当金繰入額13百万円が、監査役に対する報酬等には、役員退職慰労引当金繰入額2百万円が含まれております。

⑦ 当金庫と当金庫の社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外監査役は、当金庫のその他の取締役、監査役と人的関係を有さず、当金庫との間に利害関係はありません。

⑧ 責任限定契約の内容の概要

当金庫と社外取締役山口信夫氏、社外監査役多比羅誠氏との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは当該社外取締役及び当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑨ 取締役の定数

当金庫は、定款(平成20年7月28日商工組合中央金庫臨時総代会承認、9月8日主務大臣認可)に、取締役は15名以内とする旨を定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当金庫は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑪ 取締役の選任の決議要件

当金庫は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び当該選任決議は累積投票によらない旨定款に定めております。

⑫ 種類株式の内容

中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るため、危機対応準備金を創設し、危機対応準備金に対する政府出資受入れに当たり、政府に対して普通株式とは異なる種類株式である危機対応準備金株式を発行するため、平成21年6月23日開催の第1回定時株主総会において変更を決議した定款に、次のとおり規定しております。なお、株式会社商工組合中央金庫法第16条により、当金庫の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(第6条) 当社の発行可能株式総数は、4,000,000,010株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式	4,000,000,000株
危機対応準備金株式	10株

(第9条) 当社の単元株式数は、普通株式については1,000株とし、危機対応準備金株式については1株とする。

2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。

(第13条の2) 危機対応準備金株式を有する株主（以下、「危機対応準備金株式株主」という。）は、法令に別段の定めがある場合を除き、全部の事項につき株主総会において議決権を有しない。

(第13条の3) 当社は、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式の登録株式質権者（以下、「危機対応準備金株式登録株式質権者」という。）に対して、剰余金の配当をしない。

(第13条の4) 当社は、残余財産を分配するときは、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対し、普通株主及び普通株式の登録株式質権者に先立ち、危機対応準備金株式1株につき、その払込金額相当額の金銭を支払う。ただし、株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2第3項の規定に基づき、危機対応準備金に当該相当額が計上された時以降は、この限りでない。

2 前項に定めるほか、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。

(第13条の5) 当社は、株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2第3項の規定に基づき危機対応準備金の額が計上された時以降であって取締役会が別に定める日が到来したときは、危機対応準備金株式の全部を、危機対応準備金株式1株につき、最終事業年度に係る貸借対照表の純資産の部に計上した額の合計額から危機対応準備金の額及び特別準備金の額を控除して得た額を発行済株式の総数で除して得た額で、取得することができる。

(附則第3条) 第6条及び第9条の変更並びに第2章の2の新設は、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律附則第1条本文に掲げる施行の日より効力を発生するものとする。本条は同日をもって削除するものとする。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	—	48	14
連結子会社	—	—	8	—
計	—	—	56	14

(注) 1. 上記報酬の金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2. 株式会社商工組合中央金庫法に基づき、平成20年10月1日、商工組合中央金庫(転換前の法人)は株式会社商工組合中央金庫に転換したことから、当連結会計年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月決算となっております。このため、提出会社の監査証明業務に基づく報酬は、平成20年10月1日から平成21年3月31日を対象期間としています。
連結子会社の監査証明業務に基づく報酬は、平成20年4月1日から平成21年3月31日を対象期間としています。

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当連結会計年度は、監査公認会計士等に対して、民営化に係るアドバイザー業務等についての対価を支払っております。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

株式会社商工組合中央金庫法に基づき、転換前の商工組合中央金庫が平成20年10月1日に転換により株式会社商工組合中央金庫となりました。このため、当連結会計年度及び当事業年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月決算となっております。

当有価証券報告書は、作成初年度であり、転換後の当連結会計年度の連結財務諸表及び当事業年度の財務諸表のみ記載し、前連結会計年度及び前事業年度との対比は行っておりません。

なお、参考として、転換前の最終事業年度に当たる平成20年9月期の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分について、「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載しております。

- 1 当金庫の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則」(平成20年内閣府・財務省・経済産業省令第1号)に準拠しております。
- 2 当金庫の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則」(平成20年内閣府・財務省・経済産業省令第1号)に準拠しております。
- 3 当金庫は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度(自平成20年10月1日至平成21年3月31日)の連結財務諸表及び当事業年度(自平成20年10月1日至平成21年3月31日)の財務諸表について、あらた監査法人の監査証明を受けております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当連結会計年度
 (平成21年3月31日)

資産の部	
現金預け金	93,068
コールローン及び買入手形	4,205
買入金銭債権	31,268
特定取引資産	19,393
有価証券	※1, ※7, ※12 1,557,761
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 9,131,334
外国為替	※6 7,006
その他資産	※7 96,123
有形固定資産	※9, ※10 45,075
建物	16,636
土地	24,754
リース資産	340
建設仮勘定	2
その他の有形固定資産	3,341
無形固定資産	6,757
ソフトウェア	5,387
その他の無形固定資産	1,370
繰延税金資産	83,697
支払承諾見返	74,290
貸倒引当金	△236,721
資産の部合計	10,913,262
負債の部	
預金	※7 3,108,947
譲渡性預金	49,760
債券	6,405,591
コールマネー及び売渡手形	4,207
特定取引負債	13,771
借入金	※7, ※11 274,506
外国為替	28
その他負債	※7 267,646
賞与引当金	4,578
退職給付引当金	20,342
役員退職慰労引当金	58
睡眠債券払戻損失引当金	3,471
その他の引当金	77
繰延税金負債	62
負ののれん	804
支払承諾	74,290
負債の部合計	10,228,145

(単位：百万円)

当連結会計年度
(平成21年3月31日)

純資産の部	
資本金	218,653
特別準備金	400,811
資本剰余金	0
利益剰余金	66,206
自己株式	△945
株主資本合計	684,725
その他有価証券評価差額金	△3,735
繰延ヘッジ損益	429
評価・換算差額等合計	△3,306
少数株主持分	3,697
純資産の部合計	685,116
負債及び純資産の部合計	10,913,262

②【連結損益計算書】

(単位：百万円)

当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	
経常収益	122,294
資金運用収益	93,211
貸出金利息	83,849
有価証券利息配当金	7,751
コールローン利息及び買入手形利息	76
預け金利息	89
その他の受入利息	1,444
役務取引等収益	5,402
特定取引収益	2,425
その他業務収益	16,847
その他経常収益	4,406
経常費用	128,331
資金調達費用	34,803
預金利息	4,363
譲渡性預金利息	98
債券利息	29,149
コールマネー利息及び売渡手形利息	123
売現先利息	33
債券貸借取引支払利息	31
借用金利息	904
その他の支払利息	98
役務取引等費用	362
特定取引費用	2
その他業務費用	11,413
営業経費	39,781
その他経常費用	41,968
貸倒引当金繰入額	37,876
その他の経常費用	4,091
経常損失(△)	△6,036
特別利益	58
償却債権取立益	58
特別損失	97
固定資産処分損	94
その他の特別損失	3
税金等調整前当期純損失(△)	△6,075
法人税、住民税及び事業税	251
法人税等調整額	△2,588
法人税等合計	△2,336
少数株主損失(△)	△19
当期純損失(△)	△3,719

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

		当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		522,420
当期変動額		
資本金から特別準備金への振替		△303,767
当期変動額合計		△303,767
当期末残高		218,653
特別準備金		
前期末残高		—
当期変動額		
資本金から特別準備金への振替		303,767
利益剰余金から特別準備金への振替		97,043
当期変動額合計		400,811
当期末残高		400,811
資本剰余金		
前期末残高		—
当期変動額		
自己株式の処分		0
当期変動額合計		0
当期末残高		0
利益剰余金		
前期末残高		168,730
当期変動額		
利益剰余金から特別準備金への振替		△97,043
剰余金の配当		△1,760
当期純損失(△)		△3,719
当期変動額合計		△102,524
当期末残高		66,206
自己株式		
前期末残高		—
当期変動額		
自己株式の取得		△945
自己株式の処分		0
当期変動額合計		△945
当期末残高		△945
株主資本合計		
前期末残高		691,150
当期変動額		
資本金から特別準備金への振替		—
利益剰余金から特別準備金への振替		—
剰余金の配当		△1,760
当期純損失(△)		△3,719
自己株式の取得		△945
自己株式の処分		0
当期変動額合計		△6,425
当期末残高		684,725

(単位：百万円)

当連結会計年度
 (自 平成20年10月1日
 至 平成21年3月31日)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△1,530
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,205
当期変動額合計	△2,205
当期末残高	△3,735
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	525
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△96
当期変動額合計	△96
当期末残高	429
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△1,004
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,301
当期変動額合計	△2,301
当期末残高	△3,306
少数株主持分	
前期末残高	7,153
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△3,455
当期変動額合計	△3,455
当期末残高	3,697
純資産合計	
前期末残高	697,299
当期変動額	
剰余金の配当	△1,760
当期純損失(△)	△3,719
自己株式の取得	△945
自己株式の処分	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,757
当期変動額合計	△12,182
当期末残高	685,116

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

		当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)		△6,075
減価償却費		2,485
負ののれん償却額		△89
貸倒引当金の増減 (△)		3,546
賞与引当金の増減額 (△は減少)		△76
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		△123
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)		24
睡眠債券払戻損失引当金の増減 (△)		△207
その他の引当金の増減額 (△は減少)		7
資金運用収益		△93,211
資金調達費用		34,803
有価証券関係損益 (△)		△3,589
為替差損益 (△は益)		△226
固定資産処分損益 (△は益)		94
特定取引資産の純増 (△) 減		△7,431
特定取引負債の純増減 (△)		6,846
貸出金の純増 (△) 減		△224,976
預金の純増減 (△)		391,216
譲渡性預金の純増減 (△)		44,995
債券の純増減 (△)		△214,825
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)		171,930
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減		30,465
コールローン等の純増 (△) 減		3,926
コールマネー等の純増減 (△)		△31,034
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)		△4,298
外国為替 (資産) の純増 (△) 減		1,009
外国為替 (負債) の純増減 (△)		△175
資金運用による収入		96,649
資金調達による支出		△33,461
その他		△19,960
小計		148,237
法人税等の支払額		△956
営業活動によるキャッシュ・フロー		147,281

(単位：百万円)

当連結会計年度
(自 平成20年10月1日
至 平成21年3月31日)

投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△1,466,063
有価証券の売却による収入	533,011
有価証券の償還による収入	840,411
有形固定資産の取得による支出	△1,481
無形固定資産の取得による支出	△1,363
有形固定資産の売却による収入	0
子会社株式の取得による支出	△221
投資活動によるキャッシュ・フロー	△95,707
財務活動によるキャッシュ・フロー	
劣後特約付借入れによる収入	5,000
配当金の支払額	△1,760
自己株式の取得による支出	△945
自己株式の売却による収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,293
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	53,867
現金及び現金同等物の期首残高	29,773
現金及び現金同等物の期末残高	83,641

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 7社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略 しました。</p> <p>(2) 非連結子会社 3社 会社名 八重洲緑関連事業協同組合 商中第1号投資事業組合 商中第2号投資事業組合 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期 純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分 に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても 企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的 な判断を妨げない程度に重要性が乏しいた め、連結の範囲から除外しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 3社 会社名 八重洲緑関連事業協同組合 商中第1号投資事業組合 商中第2号投資事業組合</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益 (持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う 額)等からみて、持分法の対象から除いても連結 財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法 の対象から除いております。</p>
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社の決算日は次のとおりでありま す。</p> <p>3月末日 7社</p>
4 開示対象特別目的会社に関する事項	<p>(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特 別目的会社を利用した取引の概要 該当ありません。</p> <p>(2) 当連結会計年度における開示対象特別目的の会 社との取引金額等 該当ありません。</p>

	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
5 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については当連結会計年度末前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>

	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)</p>				
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 当金庫の有形固定資産は、定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">2年～65年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">2年～20年</td> </tr> </table> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当金庫及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。</p> <p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p>	建物	2年～65年	その他	2年～20年
建物	2年～65年				
その他	2年～20年				

	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p> <p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(9) 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、睡眠債券払戻損失引当金として計上しております。</p> <p>(10) その他の引当金の計上基準</p> <p>その他の引当金は、商品の引き換えに備えるために、その引当見込額を計上した販売促進引当金及び将来のキャッシング利息返還損失見込額を一括計上した利息返還損失引当金であります。</p>

	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(11)外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当金庫の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p> <p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>(ロ) 連結会社間取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>連結子会社の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>(13)消費税等の会計処理</p> <p>当金庫及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>
6 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
7 のれん及び負ののれんの償却に関する事項	5年間の定額法により償却を行っております。
8 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

【追加情報】

当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	
(1)	<p>平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。これにより、資本金が303,767百万円、利益剰余金が97,043百万円減少し、特別準備金が400,811百万円増加しております。</p> <p>なお、特別準備金は、株式会社商工組合中央金庫法により設けられたもので、次の性格を有しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。 ・欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。 ・自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。 ・仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。
(2)	<p>「中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律」(以下改正法という。)が、平成21年6月12日に、第171回国会において、成立しております。</p> <p>① (危機対応準備金)</p> <p>改正後の株式会社商工組合中央金庫法において、危機対応準備金は、次の性格を有しています。なお、平成21年度補正予算において、危機対応準備金に出資するため、150,000百万円が計上されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・剰余金の額の計算においては、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。 ・欠損のてん補を行う場合、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第44条第5項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。 ・危機対応業務の円滑な実施のために必要な財務基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。 ・仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

当連結会計年度
(自 平成20年10月1日
至 平成21年3月31日)

② (株式会社商工組合中央金庫法附則の改正)

改正法による、株式会社商工組合中央金庫法附則の改正の主な内容は、以下のとおりであります。

- ・改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2により、平成23年度末までの間、危機対応業務の円滑な実施のために必要があると認められるときは、予算で定める金額の範囲内において、危機対応準備金として、政府の出資を受け入れることができるとされています。
- ・改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第2条により、政府が保有する株式会社商工組合中央金庫の株式を全て処分する期限は、平成24年4月1日から起算して、おおむね5年後から7年後を目途とされています。

③ (改正法附則第三条)

改正法附則第三条には、以下の内容が記載されています。

第三条 政府は、平成二十三年度末を目途として、第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第一条の二第二項の規定に基づく株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）に対する出資の状況、商工組合中央金庫による危機対応業務（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下同じ。）の実施の状況、商工組合中央金庫の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、商工組合中央金庫による危機対応業務の在り方、政府の保有する商工組合中央金庫の株式の処分の在り方及び商工組合中央金庫に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の措置が講ぜられるまでの間、次条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第六条第二項及び第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第二条第一項の規定にかかわらず、その保有する商工組合中央金庫の株式を処分しないものとする。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
※1	有価証券には、非連結子会社の出資金1,270百万円を含んでおります。
※2	貸出金のうち、破綻先債権額は136,007百万円、延滞債権額は196,906百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
※3	貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は5,083百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
※4	貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
※5	破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は338,001百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
※6	手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は403,019百万円であります。
※7	担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 238,298百万円 その他資産 695百万円 担保資産に対応する債務 預金 6,279百万円 借入金 115,784百万円 その他負債 199百万円 上記のほか、為替決済、外為円決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券175,486百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金・敷金等は、3,306百万円であります。

当連結会計年度
(平成21年3月31日)

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、753,102百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が714,120百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9 有形固定資産の減価償却累計額 88,199百万円

※10 有形固定資産の圧縮記帳額 18,596百万円
(当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)

※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。

※12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は250,014百万円であります。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度
(自 平成20年10月1日
至 平成21年3月31日)

(連結株主資本等変動計算書関係)

I 当連結会計年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数(注1)	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	5,224,202	—	3,037,671	2,186,531	(注2)
合計	5,224,202	—	3,037,671	2,186,531	
自己株式					
普通株式	—	9,449	8	9,441	(注3)
合計	—	9,449	8	9,441	

- (注) 1. 前連結会計年度末の株式数(千株)は出資口数(千口)と読み替えます。
2. 転換前の政府の出資(4,053,671千口)から特別準備金となるものを除いた出資(1,016,000千口)の1口に対して、転換後の法人の株式1株を割り当てました。
3. 増加は、子会社からの自己株式の買取に伴い9,385千株を取得したもの及び単元未満株式の買取請求による64千株を取得したものであります。減少は単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	出資の種類	配当金の総額 (百万円)	1口当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年12月16日 株主総会	普通出資 (組合分)	1,760	1.5	平成20年9月29日	平成20年12月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	508	利益剰余金	0.5(注1)	平成21年3月31日	平成21年6月23日 定時株主総会及び 主務大臣認可後 (注2)
	普通株式 (政府以外分)	1,741		1.5		

- (注) 1. 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。
2. 株式会社商工組合中央金庫法第49条に基づき、剰余金の配当その他剰余金の処分の決議は、主務大臣の認可によりその効力を生じます。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	
(1) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
(単位：百万円)	
平成21年3月31日現在	
現金預け金勘定	93,068
日本銀行預け金を除く預け金	△9,427
現金及び現金同等物	<u>83,641</u>

(リース取引関係)

当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	
1. ファイナンス・リース取引	
(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引	
① リース資産の内容	
(ア) 有形固定資産	
主として、電子計算機であります。	
② リース資産の減価償却の方法	
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。	
(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引	
該当ありません。	
2. オペレーティング・リース取引	
・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	311百万円
1年超	278百万円
合計	589百万円

(有価証券関係)

- ※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- ※2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

I 当連結会計年度

1 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	129	0

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	177,478	178,898	1,419	1,419	—
社債	7,849	7,890	41	41	—
合計	185,327	186,788	1,460	1,460	—

- (注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	14,295	13,317	△977	2,485	3,462
債券	1,066,817	1,068,498	1,681	2,541	859
国債	777,121	777,277	155	881	725
地方債	74,624	75,014	390	418	28
社債	215,070	216,206	1,135	1,241	106
その他	36,047	29,055	△6,992	80	7,072
合計	1,117,160	1,110,872	△6,287	5,106	11,394

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額等により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. その他有価証券で時価があるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。
- 当連結会計年度における減損処理額は、596百万円(うち、株式596百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落
 要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落
 正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
 該当事項はありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	532,997	4,877	566

6 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	8,498
債券	251,792
その他の証券	20,599

7 保有目的を変更した有価証券
 該当事項はありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)	5年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
債券	277,170	809,654	418,794	—
国債	231,037	310,750	412,968	—
地方債	1,782	73,232	—	—
社債	44,351	425,671	5,826	—
その他	25,897	6,670	15,847	—
合計	303,068	816,324	434,641	—

(金銭の信託関係)

I 当連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 当連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△6,287
その他有価証券	△6,287
(+)繰延税金資産	2,552
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△3,735
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△3,735

(デリバティブ取引関係)

I 当連結会計年度

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当金庫及び連結子会社が取扱っているデリバティブ取引には、先物外国為替取引、金利・通貨・債券に係る先物取引・スワップ取引・オプション取引等の各種のデリバティブ取引及び地震デリバティブ取引があります。

(2) 利用目的及び取組方針

当金庫及び連結子会社では、運用調達に付随して発生する市場リスクのヘッジ目的の他、お取引先のヘッジ・ニーズへの対応や、積極的な収益確保を目的としてデリバティブ取引を行っております。

ヘッジ目的の取引のうち金利リスクヘッジにつきましては、貸出金・債券等をヘッジ対象、金利スワップ取引をヘッジ手段、ヘッジ対象の内包する金利リスクの軽減をヘッジ方針としております。なお、ヘッジ会計の方法は金利スワップの特例を適用しております。

ヘッジ目的の取引のうち為替リスクヘッジにつきましては、外貨建金銭債権をヘッジ対象、為替スワップ取引をヘッジ手段、ヘッジ対象の内包する為替リスクの軽減をヘッジ方針としております。ヘッジ会計の方法は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に定められた要件に従い、ヘッジ手段である為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権が存在することを確認の上、繰延ヘッジを適用しております。

お取引先のヘッジ・ニーズへの対応や、積極的な収益確保を目的とした取引は、主としてトレーディング業務として取り組み、市場の動向によって大きな損失を被るリスクがあることから、厳格な管理体制の下、損失やポジション等に限度枠を設けて取組む方針としております。

(3) リスクの内容

デリバティブ取引に関するリスクは、市場の変化によって発生する市場リスクと取引相手の信用リスク等があります。

市場リスクとは、金利や為替等の市場価格の変動により、その市場価値が変動するリスクであります。

信用リスクとは、取引相手方の契約不履行により生じるリスクであります。

(4) リスク管理体制

リスクの種類毎にリスク管理担当部署を定め、連結子会社を含めた各種リスク管理規定を制定の上、限度額を設定する等により管理を行っております。

信用リスクについては、お取引先との取引については貸出に伴うリスクと一体で管理を行っております。金融機関などを相手方とする取引については相手先別、国別にクレジットラインを設定し、その範囲内で執行・管理を行っております。

市場リスクについては、リスクの種類や業務毎にリスクリミット、ポジション枠、損失限度を設定して管理を行っております。また、デリバティブ取引の評価損益などは統合リスク管理部でモニタリングを行い、経営陣に定期的な報告を行っております。

連結子会社における市場リスクについても、リスク量に上限目安を設定し、統合リスク管理部において定期的にリスク量を確認し、経営陣に報告を行っております。

また、市場業務部門を、約定を行うフロントオフィスと勘定処理や照合等を行うバックオフィスに分離し、リスク管理担当部門としてミドルオフィス（統合リスク管理部）を設置することにより、牽制機能を確保しております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	2,175,677	1,439,783	16,613	16,613
	受取変動・支払固定	1,872,434	1,237,863	△13,344	△13,344
	受取変動・支払変動				
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	2,855	2,745	△5	31
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	3,263	3,300

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成21年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	1,103,977	1,024,256	2,136	2,136
	為替予約				
	売建	19,687	63	△349	△349
	買建	20,086	49	399	399
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	2,186	2,186

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

(7) その他(平成21年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	地震デリバティブ取引				
	売建	—	—	—	—
	買建	307	307	10	—
	合計	—	—	10	—

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素を基礎として算定しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当金庫及び連結子会社は確定給付型の制度として、退職一時金制度、適格退職年金制度、確定給付企業年金制度を設けております。

また、一部の連結子会社は、中小企業退職金共済制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

区分	当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	
退職給付債務 (A)	△116,525	
年金資産 (B)	65,893	
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	△50,631	
未認識数理計算上の差異 (D)	33,649	
連結貸借対照表計上額純額 (E) = (C) + (D)	△16,982	
前払年金費用 (F)	3,360	
退職給付引当金 (E) - (F)	△20,342	

(注) 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

区分	当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	
勤務費用	1,442	
利息費用	1,358	
期待運用収益	△890	
数理計算上の差異の費用処理額	1,044	
退職給付費用	2,954	

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	2.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 数理計算上の差異の処理年数	14年(各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしている)

(ストック・オプション等関係)

I 当連結会計年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳
	繰延税金資産
	貸倒引当金 74,515百万円
	退職給付引当金 6,304
	その他 12,847
	繰延税金資産小計 93,666
	評価性引当額 △8,597
	繰延税金資産合計 85,069
	繰延税金負債
	子会社株式 △933
	繰延ヘッジ損益 △293
	その他 △207
	繰延税金負債合計 △1,435
	繰延税金資産の純額 83,634百万円
2	連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳
	税金等調整前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当連結会計年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	110,238	11,257	798	122,294	—	122,294
(2) セグメント間の内部 経常収益	210	506	2,853	3,570	(3,570)	—
計	110,448	11,763	3,651	125,864	(3,570)	122,294
経常費用	116,805	11,490	3,618	131,915	(3,583)	128,331
経常利益 (△は経常損失)	△6,356	273	33	△6,050	13	△6,036
II 資産、減価償却費 及び資本的支出						
資産	10,881,977	66,281	8,221	10,956,480	(43,217)	10,913,262
減価償却費	2,555	17	17	2,590	(105)	2,485
資本的支出	2,832	36	659	3,528	(683)	2,845

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業務……………銀行業

(2) リース業務……………リース業

(3) その他業務……………事務代行、ソフトウェアの開発、情報サービス、クレジットカード業等

【所在地別セグメント情報】

当連結会計年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

当連結会計年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

【関連当事者情報】

I 当連結会計年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

関連当事者情報について記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

		当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	128.89
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	△1.70
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	685,116
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	404,508
(うち特別準備金)	百万円	400,811
(うち少数株主持分)	百万円	3,697
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	280,608
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	2,177,090

純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、特別準備金を控除しております。

2. 1株当たり当期純利益金額(又は1株当たり当期純損失金額)の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益金額 (1株当たり当期純損失金額)		
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	△3,719
普通株主に帰属しない金額	百万円	—
普通株式に係る当期純利益 (△は普通株式に係る当期純損失)	百万円	△3,719
普通株式の期中平均株式数	千株	2,178,619

3. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【金融債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当金庫	利付商工債(10年)	平成14年9月～ 平成20年12月	—	129,300 [—]	1.47～2.26	なし	平成24年9月～ 平成30年12月
	利付商工債(7年)	平成16年2月～ 平成16年5月	—	25,400 [—]	1.02～1.12	なし	平成23年2月～ 平成23年5月
	利付商工債(5年)	平成16年4月～ 平成21年3月	—	3,375,341 [712,222]	0.10～1.80	なし	平成21年4月～ 平成26年3月
	利付商工債(3年)	平成18年4月～ 平成21年3月	—	1,632,900 [526,400]	0.95～1.40	なし	平成21年4月～ 平成24年3月
	利付商工債(1年)	平成20年5月～ 平成21年2月	—	344,000 [344,000]	0.84～1.00	なし	平成21年5月～ 平成22年2月
	割引商工債	平成20年4月～ 平成21年3月	—	898,649 [898,649]	0.29～0.42	なし	平成21年4月～ 平成22年3月
合計	—	—	—	6,405,591 [2,481,271]	—	—	—

(注) 1. 「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。

2. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	2,481,271	1,402,155	1,224,216	622,626	566,022

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	—	274,506	0.76	—
再割引手形	—	—	—	—
借入金	—	274,506	0.76	平成21年4月～ 平成36年3月
1年以内に返済予定のリース債務	—	273	—	平成21年4月～ 平成22年3月
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く。)	—	86	—	平成22年4月～ 平成24年1月

(注) 1. 借入金の「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. リース債務の「平均利率」については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金 (百万円)	139,474	13,759	17,298	16,305	15,381
リース債務 (百万円)	273	84	1	—	—

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

(2) 【その他】

監査報告書日後に発生した重要な後発事象

重要な新株の発行

平成21年度補正予算により、政府から150,000百万円の出資を受け入れるため、危機対応準備金株式の募集に係る事項を、平成21年6月23日開催の取締役会により決議しております。政府から出資を受けた金額は、改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2の規定に基づき、危機対応準備金として計上することとなります。

- ・ 募集株式の種類：株式会社商工組合中央金庫危機対応準備金株式
- ・ 募集株式の数：1株
- ・ 払込金額：1株につき150,000百万円
- ・ 増加する危機対応準備金の額：150,000百万円
- ・ 資本金及び資本準備金は、増加しない（株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2第3項の規定に基づく）
- ・ 募集方法：第三者割当ての方法により、政府に、募集する危機対応準備金株式の全部を割当てる。
- ・ 申込期日：平成21年7月13日
- ・ 払込期日：平成21年7月14日
- ・ 議決権：危機対応準備金株式を有する株主（以下、「危機対応準備金株式株主」という。）は、法令に別段の定めがある場合を除き、全部の事項につき株主総会において議決権を有しない。
- ・ 配当金：当社は、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式の登録株式質権者（以下、「危機対応準備金株式登録株式質権者」という。）に対して、剰余金の配当をしない。
- ・ 残余財産の分配：当社は、残余財産を分配するときは、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対し、普通株主及び普通株式の登録株式質権者に先立ち、危機対応準備金株式1株につき、その払込金額相当額の金銭を支払う。ただし、株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2第3項の規定に基づき、危機対応準備金に当該相当額が計上された時以降は、この限りでない。
上記に定めるほか、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。
- ・ 取得条項：当社は、株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2第3項の規定に基づき危機対応準備金の額が計上された時以降であって取締役会が別に定める日が到来したときは、危機対応準備金株式の全部を、危機対応準備金株式1株につき、最終事業年度に係る貸借対照表の純資産の部に計上した額の合計額から危機対応準備金の額及び特別準備金の額を控除して得た額を発行済株式の総数で除して得た額で、取得することができる。
- ・ 附則：この危機対応準備金株式発行要項は、第1回定時株主総会における第2号議案の定款一部変更の決議が、株式会社商工組合中央金庫法第16条の規定による主務大臣の認可を受けた日より効力を発生するものとする。本附則は同日をもって削除するものとする。
- ・ 資金使途：危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤の確保を目的とする。

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

当事業年度
 (平成21年3月31日)

資産の部	
現金預け金	93,013
現金	25,429
預け金	67,583
コールローン	4,205
買入金銭債権	31,752
特定取引資産	19,393
商品有価証券	129
特定金融派生商品	19,264
有価証券	※1, ※7 1,560,935
国債	954,756
地方債	75,014
社債	※12 475,840
株式	25,029
その他の証券	30,294
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※8 9,161,235
割引手形	※6 402,215
手形貸付	671,936
証書貸付	6,702,421
当座貸越	1,384,662
外国為替	7,006
外国他店預け	3,719
買入外国為替	※6 804
取立外国為替	2,482
その他資産	32,300
未決済為替貸	2
前払費用	119
未収収益	6,997
金融派生商品	2,082
その他の資産	※7 23,098
有形固定資産	※9, ※10 43,737
建物	16,052
土地	24,283
リース資産	2,253
建設仮勘定	2
その他の有形固定資産	1,145
無形固定資産	6,816
ソフトウェア	5,478
その他の無形固定資産	1,337
繰延税金資産	82,505
支払承諾見返	74,089
支払承諾見返	70,568
代理貸付保証見返	3,520
貸倒引当金	△235,015
資産の部合計	10,881,977

(単位：百万円)

当事業年度
(平成21年3月31日)

負債の部	
預金	※7 3,112,571
当座預金	477,010
普通預金	681,757
通知預金	97,172
定期預金	1,788,750
その他の預金	67,880
譲渡性預金	49,760
債券	6,405,711
債券発行高	6,405,711
コールマネー	4,207
特定取引負債	13,771
特定金融派生商品	13,771
借入金	※7 249,862
借入金	※11 249,862
外国為替	28
外国他店預り	0
外国他店借	2
売渡外国為替	22
未払外国為替	3
その他負債	262,919
未決済為替借	0
未払法人税等	508
未払費用	22,651
前受収益	17,239
従業員預り金	7,655
金融派生商品	334
リース債務	2,302
未払債券元金	208,937
その他の負債	3,289
賞与引当金	4,370
退職給付引当金	19,873
役員退職慰労引当金	15
睡眠債券払戻損失引当金	3,471
支払承諾	74,089
支払承諾	70,568
代理貸付保証	3,520
負債の部合計	10,200,652

(単位：百万円)

当事業年度
(平成21年3月31日)

純資産の部	
資本金	218,653
特別準備金	400,811
資本剰余金	0
その他資本剰余金	0
利益剰余金	66,135
利益準備金	13,865
その他利益剰余金	52,270
特別積立金	51,470
繰越利益剰余金	799
自己株式	△945
株主資本合計	684,654
その他有価証券評価差額金	△3,759
繰延ヘッジ損益	429
評価・換算差額等合計	△3,329
純資産の部合計	681,324
負債及び純資産の部合計	10,881,977

②【損益計算書】

(単位：百万円)

当事業年度
 (自 平成20年10月1日
 至 平成21年3月31日)

経常収益	110,448
資金運用収益	93,302
貸出金利息	83,950
有価証券利息配当金	7,746
コールローン利息	75
買入手形利息	1
預け金利息	88
その他の受入利息	1,439
役務取引等収益	5,221
受入為替手数料	821
その他の役務収益	4,399
特定取引収益	2,425
商品有価証券収益	2
特定金融派生商品収益	2,423
その他業務収益	5,153
外国為替売買益	410
国債等債券売却益	4,742
その他経常収益	4,345
株式等売却益	131
その他の経常収益	4,213
経常費用	116,739
資金調達費用	34,637
預金利息	4,366
譲渡性預金利息	98
債券利息	29,149
コールマネー利息	123
売現先利息	33
債券貸借取引支払利息	31
借入金利息	729
その他の支払利息	105
役務取引等費用	350
支払為替手数料	175
その他の役務費用	175
特定取引費用	2
特定取引有価証券費用	2
その他業務費用	962
国債等債券売却損	533
債券発行費償却	58
金融派生商品費用	245
その他の業務費用	124

(単位：百万円)

当事業年度
(自 平成20年10月1日
至 平成21年3月31日)

営業経費	39,220
その他経常費用	41,566
貸倒引当金繰入額	37,535
貸出金償却	319
株式等売却損	32
株式等償却	596
その他の経常費用	3,082
経常損失(△)	△6,290
特別利益	413
固定資産処分益	355
償却債権取立益	57
特別損失	93
固定資産処分損	93
税引前当期純損失(△)	△5,969
法人税、住民税及び事業税	137
法人税等調整額	△2,390
法人税等合計	△2,252
当期純損失(△)	△3,717

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

当事業年度
(自 平成20年10月1日
至 平成21年3月31日)

株主資本	
資本金	
前期末残高	522,420
当期変動額	
資本金から特別準備金への振替	△303,767
当期変動額合計	△303,767
当期末残高	218,653
特別準備金	
前期末残高	—
当期変動額	
資本金から特別準備金への振替	303,767
利益準備金から特別準備金への振替	18,845
特別積立金から特別準備金への振替	78,198
当期変動額合計	400,811
当期末残高	400,811
資本剰余金	
その他資本剰余金	
前期末残高	—
当期変動額	
自己株式の処分	0
当期変動額合計	0
当期末残高	0
資本剰余金合計	
前期末残高	—
当期変動額	
自己株式の処分	0
当期変動額合計	0
当期末残高	0
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	32,410
当期変動額	
利益準備金から特別準備金への振替	△18,845
剰余金の配当	300
当期変動額合計	△18,545
当期末残高	13,865
その他利益剰余金	
特別積立金	
前期末残高	129,269
当期変動額	
特別積立金から特別準備金への振替	△78,198
特別積立金の積立	400
当期変動額合計	△77,798
当期末残高	51,470

(単位：百万円)

当事業年度
 (自 平成20年10月1日
 至 平成21年3月31日)

繰越利益剰余金	
前期末残高	6,977
当期変動額	
剰余金の配当	△2,060
特別積立金の積立	△400
当期純損失(△)	△3,717
当期変動額合計	△6,178
当期末残高	799
利益剰余金合計	
前期末残高	168,657
当期変動額	
利益準備金から特別準備金への振替	△18,845
特別積立金から特別準備金への振替	△78,198
剰余金の配当	△1,760
特別積立金の積立	—
当期純損失(△)	△3,717
当期変動額合計	△102,521
当期末残高	66,135
自己株式	
前期末残高	—
当期変動額	
自己株式の取得	△945
自己株式の処分	0
当期変動額合計	△945
当期末残高	△945
株主資本合計	
前期末残高	691,077
当期変動額	
資本金から特別準備金への振替	—
利益準備金から特別準備金への振替	—
特別積立金から特別準備金への振替	—
剰余金の配当	△1,760
当期純損失(△)	△3,717
自己株式の取得	△945
自己株式の処分	0
当期変動額合計	△6,423
当期末残高	684,654

(単位：百万円)

当事業年度
 (自 平成20年10月1日
 至 平成21年3月31日)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△1,530
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,228
当期変動額合計	△2,228
当期末残高	△3,759
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	525
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△96
当期変動額合計	△96
当期末残高	429
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△1,004
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,325
当期変動額合計	△2,325
当期末残高	△3,329
純資産合計	
前期末残高	690,073
当期変動額	
剰余金の配当	△1,760
当期純損失（△）	△3,717
自己株式の取得	△945
自己株式の処分	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,325
当期変動額合計	△8,748
当期末残高	681,324

【重要な会計方針】

	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については当事業年度末前1ヵ月平均に基づいた市場価格、時価のある株式以外のものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 2年～65年 その他 2年～20年</p>

	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。</p>
5 繰延資産の処理方法	債券発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要 注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p>

	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の上り事業年度から損益処理</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(5) 睡眠債券払戻損失引当金 睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、睡眠債券払戻損失引当金として計上しております。</p>
<p>8 ヘッジ会計の方法</p>	<p>(イ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>

	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>(ロ)内部取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>
9 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>

【追加情報】

当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	
(1)	<p>平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。これにより、資本金が303,767百万円、利益剰余金が97,043百万円減少し、特別準備金が400,811百万円増加しております。</p> <p>なお、特別準備金は、株式会社商工組合中央金庫法により設けられたもので、次の性格を有しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。 ・ 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。 ・ 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。 ・ 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。
(2)	<p>「中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律」(以下改正法という。)が、平成21年6月12日に、第171回国会において、成立しております。</p> <p>① (危機対応準備金)</p> <p>改正後の株式会社商工組合中央金庫法において、危機対応準備金は、次の性格を有しています。なお、平成21年度補正予算において、危機対応準備金に出資するため、150,000百万円が計上されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 剰余金の額の計算においては、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。 ・ 欠損のてん補を行う場合、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第44条第5項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。 ・ 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財務基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。 ・ 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

当事業年度
(自 平成20年10月1日
至 平成21年3月31日)

② (株式会社商工組合中央金庫法附則の改正)

改正法による、株式会社商工組合中央金庫法附則の改正の主な内容は、以下のとおりであります。

- ・改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2により、平成23年度末までの間、危機対応業務の円滑な実施のために必要があると認められるときは、予算で定める金額の範囲内において、危機対応準備金として、政府の出資を受け入れることができるとされています。
- ・改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第2条により、政府が保有する株式会社商工組合中央金庫の株式を全て処分する期限は、平成24年4月1日から起算して、おおむね5年後から7年後を目途とされています。

③ (改正法附則第三条)

改正法附則第三条には、以下の内容が記載されています。

第三条 政府は、平成二十三年度末を目途として、第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第一条の二第二項の規定に基づく株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）に対する出資の状況、商工組合中央金庫による危機対応業務（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下同じ。）の実施の状況、商工組合中央金庫の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、商工組合中央金庫による危機対応業務の在り方、政府の保有する商工組合中央金庫の株式の処分の在り方及び商工組合中央金庫に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の措置が講ぜられるまでの間、次条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第六条第二項及び第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第二条第一項の規定にかかわらず、その保有する商工組合中央金庫の株式を処分しないものとする。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

当事業年度 (平成21年3月31日)	
※1	関係会社の株式及び出資額総額 4,670百万円
※2	貸出金のうち、破綻先債権額は136,004百万円、延滞債権額は196,854百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
※3	貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は5,083百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
※4	貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
※5	破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は337,946百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
※6	手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は403,019百万円であります。
※7	担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 238,298百万円 担保資産に対応する債務 預金 6,279百万円 借入金 115,334百万円 上記のほか、為替決済、外為円決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券175,486百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金・敷金等は、3,224百万円であります。

当事業年度 (平成21年3月31日)	
※8	当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、751,505百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が712,523百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
※9	有形固定資産の減価償却累計額 55,728百万円
※10	有形固定資産の圧縮記帳額 18,596百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)
※11	借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。
※12	有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は250,014百万円であります。

(損益計算書関係)

当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

(株主資本等変動計算書関係)

I 当事業年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	—	9,449	8	9,441	(注)
合 計	—	9,449	8	9,441	

(注) 増加は、子会社からの自己株式の買取に伴い9,385千株を取得したもの及び単元未満株式の買取請求による64千株を取得したものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

(リース取引関係)

当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	
1. ファイナンス・リース取引	
(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引	
① リース資産の内容	
(ア) 有形固定資産	
主として、電子計算機であります。	
② リース資産の減価償却の方法	
重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。	
(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引	
該当ありません。	
2. オペレーティング・リース取引	
・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	322百万円
1年超	289百万円
合計	611百万円

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 当事業年度(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
貸倒引当金	73,966百万円
退職給付引当金	6,116
その他	12,202
繰延税金資産小計	92,286
評価性引当額	△8,553
繰延税金資産合計	83,733
繰延税金負債	
子会社株式	△933
繰延ヘッジ損益	△293
繰延税金負債合計	△1,227
繰延税金資産の純額	82,505百万円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳	
税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。	

(1株当たり情報)

		当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	128.84
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	△1.70
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当事業年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	681,324
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	400,811
(うち特別準備金)	百万円	400,811
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	280,513
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	2,177,090

純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、特別準備金を控除しております。

2. 1株当たり当期純利益金額(又は1株当たり当期純損失金額)の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益金額 (1株当たり当期純損失金額)		
当期純利益(△は当期純損失)	百万円	△3,717
普通株主に帰属しない金額	百万円	—
普通株式に係る当期純利益 (△は普通株式に係る当期純損失)	百万円	△3,717
普通株式の期中平均株式数	千株	2,178,619

3. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

当事業年度（平成20年10月1日から平成21年3月31日まで）

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	64,907	931	969	64,868	48,816	693	16,052
土地	24,303	—	19	24,283	—	—	24,283
リース資産	3,205	292	106	3,390	1,137	595	2,253
建設仮勘定	—	2	—	2	—	—	2
その他の有形固定資産	(△0) 6,896	244	221	6,920	5,774	145	1,145
有形固定資産計	(△0) 99,312	1,471	1,317	99,466	55,728	1,433	43,737
無形固定資産							
ソフトウェア	16,228	1,328	—	17,556	12,077	1,121	5,478
その他の無形固定資産	(△0) 1,483	526	494	1,515	178	0	1,337
無形固定資産計	(△0) 17,711	1,855	494	19,072	12,255	1,122	6,816

(注) 1. 前期末残高欄における()内は為替換算差額であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	231,613	101,329	34,132	63,794	235,015
一般貸倒引当金	63,794	63,843	—	63,794	63,843
個別貸倒引当金	167,819	37,486	34,132	—	171,172
うち非居住者向け 債権分	711	△36	—	—	675
賞与引当金	4,430	4,370	4,430	—	4,370
役員退職慰労引当金	—	15	—	—	15
睡眠債券払戻損失 引当金	3,678	1,397	1,604	—	3,471
計	239,721	107,112	40,167	63,794	242,872

(注) 1. 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額

2. 個別貸倒引当金の「うち非居住者向け債権分」の当期増加額△36百万円は、為替換算に伴う変動額であります。

○未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	752	389	632	—	508
未払法人税等	617	144	511	—	249
未払事業税	135	245	120	—	259

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成21年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金	日本銀行への預け金58,195百万円、他の銀行への預け金9,388百万円であり ます。
その他の証券	外国証券29,055百万円その他であります。
前払費用	雑支払手数料43百万円(補償料等)、賃借料75百万円その他であります。
未収収益	有価証券利息2,348百万円、貸出金利息2,070百万円及び金利スワップ受入利 息1,637百万円等であります。
その他の資産	雑資産16,208百万円(貸借敷金等)、仮払金6,889百万円(支払承諾代位弁済金 等)その他であります。

② 負債の部

その他の預金	別段預金32,427百万円、外貨預金31,088百万円その他であります。
未払費用	債券利息14,823百万円、預金利息5,761百万円その他であります。
前受収益	貸出金利息13,086百万円その他であります。
その他の負債	仮受金2,507百万円(手形交換持出等)その他であります。

(3) 【その他】

① 監査報告書日後に発生した重要な後発事象

重要な新株の発行

平成21年度補正予算により、政府から150,000百万円の出資を受け入れるため、危機対応準備金株式の募集に係る事項を、平成21年6月23日開催の取締役会により決議しております。政府から出資を受けた金額は、改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2の規定に基づき、危機対応準備金として計上することとなります。

- ・ 募集株式の種類：株式会社商工組合中央金庫危機対応準備金株式
- ・ 募集株式の数：1株
- ・ 払込金額：1株につき150,000百万円
- ・ 増加する危機対応準備金の額：150,000百万円
- ・ 資本金及び資本準備金は、増加しない（株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2第3項の規定に基づく）
- ・ 募集方法：第三者割当ての方法により、政府に、募集する危機対応準備金株式の全部を割当てる。
- ・ 申込期日：平成21年7月13日
- ・ 払込期日：平成21年7月14日
- ・ 議決権：危機対応準備金株式を有する株主（以下、「危機対応準備金株式株主」という。）は、法令に別段の定めがある場合を除き、全部の事項につき株主総会において議決権を有しない。
- ・ 配当金：当社は、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式の登録株式質権者（以下、「危機対応準備金株式登録株式質権者」という。）に対して、剰余金の配当をしない。
- ・ 残余財産の分配：当社は、残余財産を分配するときは、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対し、普通株主及び普通株式の登録株式質権者に先立ち、危機対応準備金株式1株につき、その払込金額相当額の金銭を支払う。ただし、株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2第3項の規定に基づき、危機対応準備金に当該相当額が計上された時以降は、この限りでない。
上記に定めるほか、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。
- ・ 取得条項：当社は、株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2第3項の規定に基づき危機対応準備金の額が計上された時以降であって取締役会が別に定める日が到来したときは、危機対応準備金株式の全部を、危機対応準備金株式1株につき、最終事業年度に係る貸借対照表の純資産の部に計上した額の合計額から危機対応準備金の額及び特別準備金の額を控除して得た額を発行済株式の総数で除して得た額で、取得することができる。
- ・ 附則：この危機対応準備金株式発行要項は、第1回定時株主総会における第2号議案の定款一部変更の決議が、株式会社商工組合中央金庫法第16条の規定による主務大臣の認可を受けた日より効力を発生するものとする。本附則は同日をもって削除するものとする。
- ・ 資金使途：危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤の確保を目的とする。

② (参考) 転換前の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分は以下のとおりです。

なお、転換前の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分は、商工組合中央金庫法に基づき作成されています。

A 貸借対照表

	事業年度 (平成20年9月30日)
区分	金額(百万円)
(資産の部)	
貸出金	8,932,141
証書貸付	6,286,145
手形貸付	748,338
当座貸越	1,426,741
割引手形	470,916
外国為替	8,015
買入外国為替	1,154
取立外国為替	2,599
外国他店預け	4,261
有価証券	1,473,510
国債	920,683
地方債	54,003
社債	428,859
株式	22,543
その他の証券	47,420
特定取引資産	11,962
商品有価証券	154
特定金融派生商品	11,808
買入金銭債権	36,361
コールローン	3,733
現金預け金	69,566
現金	29,188
預け金	40,377
その他資産	30,919
未決済為替貸	10
前払費用	10
未収収益	6,797
金融派生商品	1,048
その他の資産	23,052

	事業年度 (平成20年9月30日)
区分	金額(百万円)
有形固定資産	44,087
建物	16,152
土地	24,303
リース資産	2,575
その他の有形固定資産	1,056
無形固定資産	6,578
ソフトウェア	5,272
その他の無形固定資産	1,306
繰延税金資産	78,526
支払承諾見返	74,317
支払承諾見返	70,845
代理貸付保証見返	3,471
貸倒引当金	△231,613
資産の部合計	10,538,108

	事業年度 (平成20年9月30日)
区分	金額(百万円)
(負債の部)	
債券	6,620,506
債券発行高	6,620,506
預金	2,722,127
定期預金	1,472,929
通知預金	49,256
普通預金	631,214
当座預金	436,445
公金預金	63,243
その他の預金	69,037
譲渡性預金	4,764
借入金	68,869
借入金	68,869
特定取引負債	6,925
特定金融派生商品	6,925
債券貸借取引受入担保金	4,298
コールマネー	35,242
外国為替	204
売渡外国為替	52
外国他店借	151
その他負債	282,672
未決済為替借	1
未払費用	21,380
未払法人税等	752
前受収益	17,617
従業員預り金	7,778
金融派生商品	838
リース債務	2,589
未払債券元金	228,600
その他の負債	3,113
賞与引当金	4,430
退職給付引当金	19,999
睡眠債券等払戻損失引当金	3,678
支払承諾	74,317
支払承諾	70,845
代理貸付保証	3,471
負債の部合計	9,848,035

	事業年度 (平成20年9月30日)
区分	金額(百万円)
(純資産の部)	
資本金	522,420
政府出資金	405,367
組合出資金	117,053
利益剰余金	168,657
利益準備金	32,410
その他利益剰余金	136,247
任意積立金	129,269
特別積立金	129,269
当期末処分利益	6,977
出資者勘定合計	691,077
その他有価証券評価差額金	△1,530
繰延ヘッジ損益	525
評価・換算差額等合計	△1,004
純資産の部合計	690,073
負債及び純資産の部合計	10,538,108

B 損益計算書

	事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
区分	金額(百万円)
経常収益	105,411
資金運用収益	94,407
貸出金利息	84,426
有価証券利息配当金	8,155
買入手形利息	3
コールローン利息	194
預け金利息	169
その他の受入利息	1,458
役務取引等収益	5,088
受入為替手数料	855
その他の役務収益	4,232
特定取引収益	2,333
商品有価証券収益	0
特定金融派生商品収益	2,333
その他業務収益	2,221
外国為替売買益	528
国債等債券売却益	1,693
その他経常収益	1,359
株式等売却益	9
その他の経常収益	1,349
経常費用	109,741
資金調達費用	34,094
債券利息	28,022
預金利息	5,069
譲渡性預金利息	92
借用金利息	503
債券貸借取引支払利息	80
コールマネー利息	246
売現先利息	35
金利スワップ支払利息	1
その他の支払利息	42
役務取引等費用	309
支払為替手数料	187
その他の役務費用	121

	事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
区分	金額(百万円)
特定取引費用	2
特定取引有価証券費用	2
その他業務費用	7,800
債券発行費用償却	46
国債等債券売却損	7,328
金融派生商品費用	228
その他の業務費用	196
営業経費	37,523
その他経常費用	30,010
貸倒引当金繰入額	28,301
貸出金償却	8
株式等売却損	4
株式等償却	496
その他の経常費用	1,199
経常損失	4,330
特別利益	101
固定資産処分益	2
償却債権取立益	99
特別損失	264
固定資産処分損	264
税引前当期純損失	4,493
法人税、住民税及び事業税	739
法人税等調整額	△8,100
当期純利益	2,867
前期繰越利益	4,110
当期末処分利益	6,977

C 剰余金処分

	事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	金額(百万円)
当期末処分利益	6,977
これを次の通り処分する。	
利益処分数額	2,460
利益準備金	300
特別積立金	400
組合出資配当金 (年3分の割)	1,760
次期繰越利益	4,516

注記事項

(貸借対照表関係)

事業年度 (平成20年9月30日)	
(注)1.	記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2.	金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。
3.	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については期末前1ヵ月平均に基づいた市場価格、時価のある株式以外のものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4.	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。
5.	有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法を採用しております。
6.	無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。
7.	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準及び適用指針を適用しております。 なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、平成19年度末日における未経過リース料残高を取得価額とし、期首に取得したものととしてリース資産に計上しております。 これにより、従来の方法に比べ「有形固定資産」中のリース資産は2,575百万円、「その他負債」中のリース債務は2,589百万円増加しております。なお、損益に与える影響は軽微であります。
8.	債券繰延資産の処理方法 債券発行費用は、支出時に全額費用として処理しております。
9.	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
10.	貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。 貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

事業年度 (平成20年9月30日)	
11.	賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
12.	退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）にて、発生の翌期から定額法により損益処理
13.	睡眠債券等払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、睡眠債券等払戻損失引当金として計上しております。
14.	当期末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したヘッジ手段の平均残存期間に応じ平成15年度から6年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。
15.	外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
16.	デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。
17.	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
18.	有形固定資産の減価償却累計額 55,225百万円
19.	有形固定資産の圧縮記帳額 18,596百万円
20.	貸出金のうち、破綻先債権額は103,476百万円、延滞債権額は230,770百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
21.	貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は14,452百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
22.	貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は96,183百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
23.	破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は444,883百万円であります。 なお、20.から23.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

事業年度
(平成20年9月30日)

24. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は472,070百万円であります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 256,000百万円
担保資産に対応する債務
預金 8,107百万円
借入金 6,524百万円
債券貸借取引受入担保金 4,298百万円
上記のほか、為替決済、外為円決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券209,774百万円を差し入れております。
また、その他の資産のうち保証金・敷金等は、3,328百万円であります。

26. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金41,000百万円が含まれております。

27. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は261,258百万円であります。

28. 1口当たりの純資産額132円9銭

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下32.まで同様であります。

売買目的有価証券(平成20年9月30日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	154	△0

満期保有目的債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	212,058	212,581	523	724	201
社債	7,858	7,820	△37	—	37
その他	4,146	4,098	△47	—	47
合計	224,062	224,501	438	724	286

(注) 1. 時価は、当期末における市場価格等に基づいております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	12,782	15,326	2,543	3,571	1,027
債券	919,610	919,912	301	810	508
国債	708,222	708,625	403	548	145
地方債	54,044	54,003	△41	45	87
社債	157,343	157,283	△59	216	275
その他	47,361	41,940	△5,421	14	5,436
合計	979,754	977,178	△2,575	4,396	6,972

(注) 1. 貸借対照表計上額は、株式については当期末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当期末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

事業年度 (平成20年9月30日)				
30. 当期中に売却したその他有価証券 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)				
	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)	
その他有価証券	321,228	1,702	7,332	
31. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額 (平成20年9月30日)				
内容		金額 (百万円)		
その他有価証券				
非上場株式		7,217		
債券		263,718		
その他の証券		18,444		
32. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額 (平成20年9月30日現在)				
	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	582,674	814,699	6,173	—
国債	505,545	415,137	—	—
地方債	8,083	45,920	—	—
社債	69,045	353,641	6,173	—
その他	24,132	14,287	15,802	8,973
合計	606,806	828,987	21,975	8,973
33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、793,957百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が752,047百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的な予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。				
34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。				
繰延税金資産				
貸倒引当金	70,365 百万円			
退職給与引当金	6,280			
その他	10,787			
繰延税金資産小計	87,433			
評価性引当額	△ 8,547			
繰延税金資産合計	78,885			
繰延税金負債				
繰延ヘッジ損益	359			
繰延税金負債合計	359			
繰延税金資産の純額	78,526 百万円			
35. 当期の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前期における40.40%から40.60%に変更しております。 この法定実効税率の変更により、当期の「繰延税金資産」は385百万円増加し、「法人税等調整額」は同額減少しております。				

(損益計算書関係)

事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
(注)1.	記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2.	1口当たり当期純利益金額 54銭
3.	特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1,000株券、10,000株券および100,000株券。ただし、当金庫が必要と認めるときは、1,000株券未満の株式につき、その株数を表示した株券を発行することができる。
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料。ただし、汚損または毀損による再発行の場合は、新たに発行する株券に係る印紙税相当額及びこれに係る消費税額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社
買取手数料	無料
単元未満株式の買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社
買増手数料	無料
受付停止期間	3月31日から起算して12営業日前から3月31日までの期間
株券喪失登録	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社
申請手数料	喪失登録申請1件につき8,400円
新券交付手数料	喪失登録株券1枚につき525円
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.shokochukin.co.jp
株主に対する特典	ありません

- (注) 1. 株式会社商工組合中央金庫法第6条により、議決権のある株式の株主の資格が制限されております。
2. 定款の定めにより、当金庫の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
- ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - ②株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - ③その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求できる権利
3. 株式会社商工組合中央金庫法第41条により、株式会社商工組合中央金庫の事業年度は、4月1日から翌年3月31日とされていますが、同法附則第35条第2項により、株式会社商工組合中央金庫の最初の事業年度は、同法第41条の規定にかかわらず、平成20年10月1日に始まり、平成21年3月31日に終わるものとしてされています。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当金庫の親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月18日

株式会社商工組合中央金庫

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴 司 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 木 一 昭 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 尚 明 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社商工組合中央金庫の平成20年10月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当金庫(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月18日

株式会社商工組合中央金庫

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴 司 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 木 一 昭 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 尚 明 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社商工組合中央金庫の平成20年10月1日から平成21年3月31日までの第80期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当金庫(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第2項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年6月24日

【会社名】 株式会社商工組合中央金庫

【英訳名】 The Shoko Chukin Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 関 哲 夫

【最高財務責任者の役職氏名】 _____

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲2丁目10番17号

【縦覧に供する場所】 株式会社商工組合中央金庫 大阪支店
(大阪府大阪市西区阿波座1丁目7番13号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当金庫取締役社長関哲夫は、当金庫の第80期(自平成20年10月1日至平成21年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。